

社保審－介護給付費分科会

第259回 (R 8.6.29)

資料 1

訪問介護

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 訪問介護の概況
2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点



1. 訪問介護の概況

2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点

訪問介護の概要

定義

「訪問介護」とは、訪問介護員等（※）が、利用者（要介護者）の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供するものをいう。

※「訪問介護員等」

介護福祉士、実務者研修修了者（450h）、介護職員初任者研修修了者（130h）、生活援助従事者研修修了者（59h・生活援助中心型のみ提供可能）、居宅介護又は重度訪問介護を提供している者（共生型サービスのみ提供可能）、旧介護職員基礎研修修了者（500h）、旧訪問介護員1級課程修了者（230h）、又は旧訪問介護員2級課程修了者（130h）をいう

訪問介護のサービス類型

「訪問介護」は、その行為の内容に応じ、次の3類型に区分される。

- ① 身体介護 >> 利用者の身体に直接接触して行われるサービス等
 (例：入浴介助、排せつ介助、食事介助 等)
- ② 生活援助 >> 身体介護以外で、利用者が日常生活を営むことを支援するサービス
 (例：調理、洗濯、掃除 等)
- ③ 通院等乗降介助 >> 通院等のための乗車又は降車の介助（乗車前・降車後の移動介助等の一連のサービス行為を含む）

訪問介護の概要

※「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日厚生労働省老健局老人福祉計画課長通知）（いわゆる「老計10号」）

身体介護（抜粋）

- 1-0 サービス準備・記録等：サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック（利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェック）／環境整備（換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整頓等）／相談援助、情報収集・提供／サービス提供後の記録等
- 1-1 排泄・食事介助：排泄介助（トイレ利用・ポータブルトイレ利用・おむつ交換）／食事介助／特段の専門的配慮をもって行う調理
- 1-2 清拭・入浴、身体整容：清拭（全身清拭）／部分浴（手浴及び足浴・洗髪）／全身浴／洗面等／身体整容（日常的な行為としての身体整容）／更衣介助
- 1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- 1-4 起床及び就寝介助
- 1-5 服薬介助
- 1-6 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（自立支援、ADL・IADL・QOL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

生活援助（抜粋）

- 2-0 サービス準備等：サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック（利用者の安否確認、顔色等のチェック）／環境整備（換気、室温・日あたりの調整等）／相談援助、情報収集・提供／サービスの提供後の記録等
- 2-1 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃／ゴミ出し／準備・後片づけ
- 2-2 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯／洗濯物の乾燥（物干し）／洗濯物の取り入れと収納／アイロンがけ
- 2-3 ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- 2-4 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）／被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
- 2-5 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ／一般的な調理
- 2-6 買い物・薬の受け取り：日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）／薬の受け取り

訪問介護の概要（通院等乗降介助）

訪問介護とは

(1) 身体介護

- ① 利用者の身体に直接接触して行う介助サービス
- ② 利用者のADL・IADL・QOLや意欲の向上のために利用者と共にを行う自立支援・重度化防止のためのサービス
- ③ その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービス

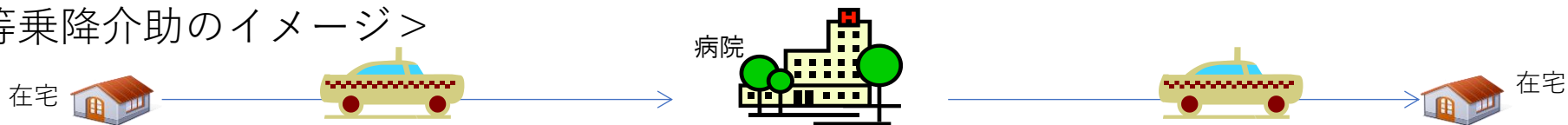
(2) 生活援助

身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるサービス

(3) 通院等乗降介助

要介護者である利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続、移動等の介助を行うサービス

<通院等乗降介助のイメージ>



介護保険	・乗車の介助 ・屋内外における移動等の介助		・降車の介助 ・屋内外における移動等の介助 ・受診等の手続		・乗車の介助 ・屋内外における移動等の介助 ・薬等の受取等		・降車の介助 ・屋内外における移動等の介助
	97単位（片道につき算定）				97単位（片道につき算定）		

それ以外		輸送サービス （※）		医療サービス等 （病院・診療所等）		輸送サービス （※）	
------	--	---------------	--	----------------------	--	---------------	--

※移送に係る経費（運賃）は、介護保険の対象ではない。運賃を徴収しない場合は道路運送法上の許可・登録は不要。

訪問介護の基準

必要となる人員・設備等

- 訪問介護サービスを提供するために必要な職員は次のとおり。

訪問介護員等	常勤換算方法で2.5以上
サービス提供責任者 (※)	<p>介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧1級課程修了者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等のうち、利用者の数40人に対して1人以上 (原則として常勤専従の者であるが、一部非常勤職員でも可) ・以下の要件を全て満たす場合には、利用者50人につき1人 <ul style="list-style-type: none"> ○常勤のサービス提供責任者を3人以上配置 ○サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置 ○サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合 <p>※ 共生型訪問介護事業所においては、特例がある。</p>
<p>※サービス提供責任者の業務</p> <p>①訪問介護計画の作成、②利用申込みの調整、③利用者の状態変化やサービスへの意向の定期的な把握、④居宅介護支援事業者等に対する利用者情報の提供(服薬状況や口腔機能等)、⑤居宅介護支援事業者との連携(サービス担当者会議出席等)、⑥訪問介護員に対しての具体的援助方法の指示及び情報伝達、⑦訪問介護員の業務の実施状況の把握、⑧訪問介護員の業務管理、⑨訪問介護員に対する研修、技術指導等</p>	
管理者	常勤で専ら管理業務に従事するもの

- 訪問介護事業所の設備及び備品等は次のとおり。

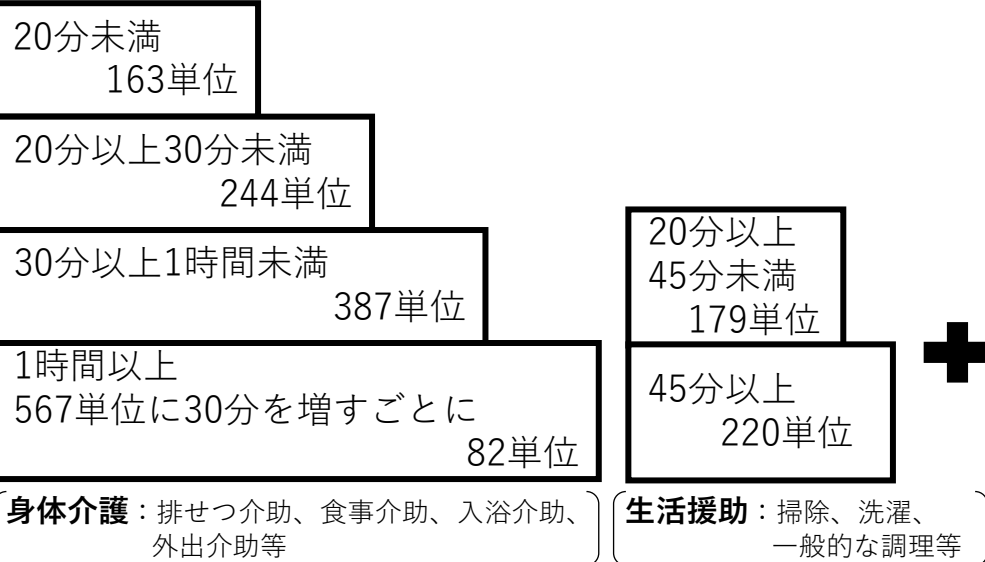
- ・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画(利用申込の受付、相談等に対応できるもの)を有していること
- ・訪問介護の提供に必要な設備及び備品を備え付けていること

訪問介護の報酬

指定訪問介護の介護報酬のイメージ（1回あたり）

※加算・減算は主なものを記載

サービス提供内容・時間に応じた基本サービス費



通院等乗降介助（※） 97単位

※ 目的地が複数ある場合であっても、居宅が始点又は終点となる場合には、その間の病院等から病院等への移送や、通所系サービス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、算定が可能

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

初回時等のサービス提供責任者による対応（200単位/月）	中山間地域等でのサービス提供（5%・10%・15%）
身体介護に引き続いた生活援助の提供（20分以上で65単位、45分以上で130単位、70分以上で195単位）	
夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)のサービス提供（25%） 深夜(22:00~6:00)のサービス提供（50%）	
専門的な認知症ケアの実施（3単位、4単位/日）	リハビリテーション職等との連携（100単位・200単位/月）
緊急時の対応（100単位） ※身体介護のみ	介護職員等処遇改善加算 (I)イ 27.0% □ 28.7% (II)イ 24.9% □ 26.6% (III) 20.7% (IV) 17.0%
特定事業所加算（3%・10%・20%） ①研修等の実施 ②介護福祉士等や勤続年数7年以上の者の一定割合以上の配置 ③重度要介護者等の一定割合以上の利用	口腔管理に係る連携の強化（50単位/回）
2人の訪問介護員等による対応 所定単位数の200%（通院等乗降介助を除く）	
同一敷地内建物等に対するサービス提供（▲10%・▲15%・▲12%）	
高齢者虐待防止措置未実施（▲1%）	業務継続計画未策定（▲1%）

※点線枠の加算は区分支給限度額の枠外

訪問介護の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	単位数 (単位：千単位)	割合 (単位数ベース)	回数・日数 (単位：千回(日))	算定率 (回数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
訪問介護	総数	9,478,750	100.0%	30,369.9	100.0%	35,376	100.0%
身体介護	163単位～567単位 (1時間以上は30分を 増すごとに+82単位)	6,084,327	64.2%	23,279.8	76.7%	34,184	96.6%
身体介護・生活援助	上記に加えて+65 130・195単位	1,382,559	14.6%	3,626.4	11.9%	29,973	84.7%
生活援助	179・220単位	695,888	7.3%	3,160.4	10.4%	29,683	83.9%
通院等乗降介助	97単位/回	31,286	0.3%	303.4	1.0%	2,688	7.6%
高齢者虐待防止措置未実施減算	△1/100	18,833	0.2%	74.1	0.2%	253	0.7%
2人訪問介護加算	×200/100	124,990	1.3%	177.3	0.6%	7,311	20.7%
夜間・早朝加算	+25/100	1,695,503	17.9%	6,846.7	22.5%	21,986	62.1%
深夜加算	+50/100	647,076	6.8%	2,344.0	7.7%	6,484	18.3%
特定事業所加算(Ⅰ)	+20/100	1,597,597	16.9%	5,368.1	17.7%	3,937	11.1%
特定事業所加算(Ⅱ)	+10/100	2,687,885	28.4%	9,454.3	31.1%	12,242	34.6%
特定事業所加算(Ⅲ)	+10/100	59,538	0.6%	214.4	0.7%	150	0.4%
特定事業所加算(Ⅳ)	+3/100	23,830	0.3%	88.9	0.3%	120	0.3%
特定事業所加算(Ⅴ)	+3/100	746	0.0%	6.3	0.0%	119	0.3%
共生型サービス居宅介護減算1	×70/100	-	-	-	-	-	-
共生型サービス居宅介護減算2	×93/100	△6	0.0%	0.0	0.0%	5	0.0%
共生型サービス重度訪問介護減算	×93/100	△20	0.0%	0.0	0.0%	9	0.0%

(注1) 「割合(単位数ベース)」は、各加算の単位数÷総単位数により求めたもの。

(注2) 「算定率(回数ベース)」は、各加算の回数÷総回数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4) 介護予防・日常生活支援総合事業は含まない。

(注5) 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含まない。

(注6) 色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

(注7) 「-」は、集計中。

【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計」令和7年4月審査(令和7年3月サービス提供)分及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年3月サービス提供)分より
老健局認知症施策・地域介護推進課作成

訪問介護の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	単位数 (単位：千単位)	割合 (単位数ベース)	回数・日数 (単位：千回(日))	算定率 (回数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
訪問介護	総数	9,478,750	100.0%	30,369.9	100.0%	35,376	100.0%
同一建物減算(10%)	×90/100	△180,620	1.9%	134.2	0.4%	5,507	15.6%
同一建物減算(15%)	×85/100	△79,166	0.8%	36.5	0.1%	599	1.7%
同一建物減算(12%)	×88/100	△201,964	2.1%	113.8	0.4%	4,095	11.6%
特別地域訪問介護加算	+15/100	28,381	0.3%	29.8	0.1%	1,181	3.3%
中山間地域等における小規模事業所加算	+10/100	410	0.0%	1.4	0.0%	125	0.4%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	358	0.0%	1.9	0.0%	296	0.8%
緊急時訪問介護加算	+100単位	433	0.0%	4.3	0.0%	1,298	3.7%
初回加算	+200単位/月	8,638	0.1%	43.2	0.1%	18,406	52.0%
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	+100単位/月	20	0.0%	0.2	0.0%	29	0.1%
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	+200単位/月	175	0.0%	0.9	0.0%	54	0.2%
口腔連携強化加算	+50単位/回	133	0.0%	2.7	0.0%	203	0.6%
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	+3単位/日	33	0.0%	10.9	0.0%	37	0.1%
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	+4単位/日	5	0.0%	1.2	0.0%	5	0.0%
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	+245/1000	831,810	8.8%	533.3	1.8%	12,865	36.4%
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	+224/1000	686,580	7.2%	392.4	1.3%	12,966	36.7%
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	+182/1000	140,121	1.5%	121.1	0.4%	4,698	13.3%
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	+145/1000	23,261	0.2%	28.1	0.1%	1,201	3.4%
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	+76/1000～ 221/1000	25,364	0.3%	29.2	0.1%	1,283	3.6%

(注1) 「割合(単位数ベース)」は、各加算の単位数÷総単位数により求めたもの。

(注2) 「算定率(回数ベース)」は、各加算の回数÷総回数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4) 介護予防・日常生活支援総合事業は含まない。

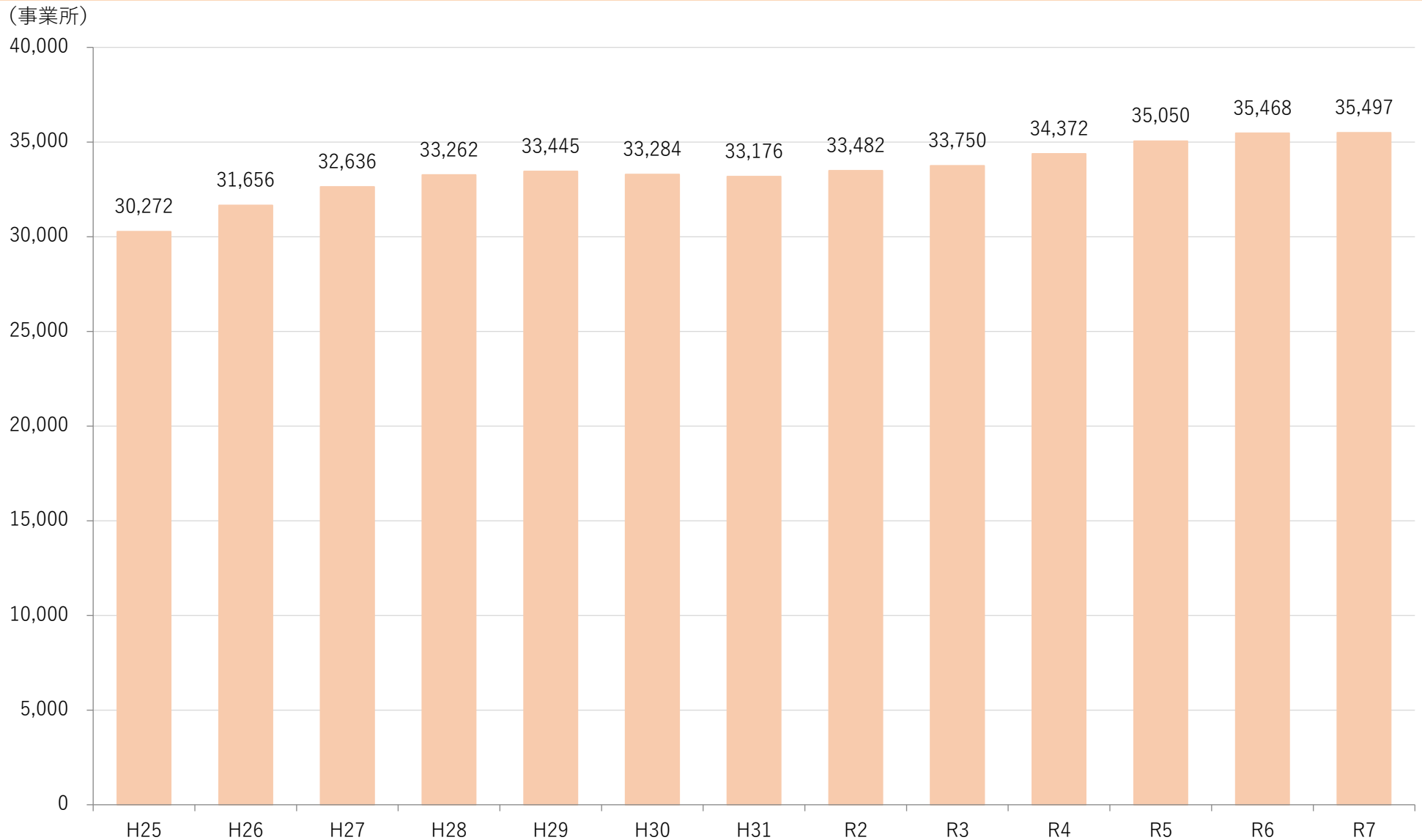
(注5) 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含まない。

(注6) 色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

(注7) 「-」は、集計中。

【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計」令和7年4月審査(令和7年3月サービス提供)分及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年3月サービス提供分)より
老健局認知症施策・地域介護推進課作成

訪問介護の請求事業所数

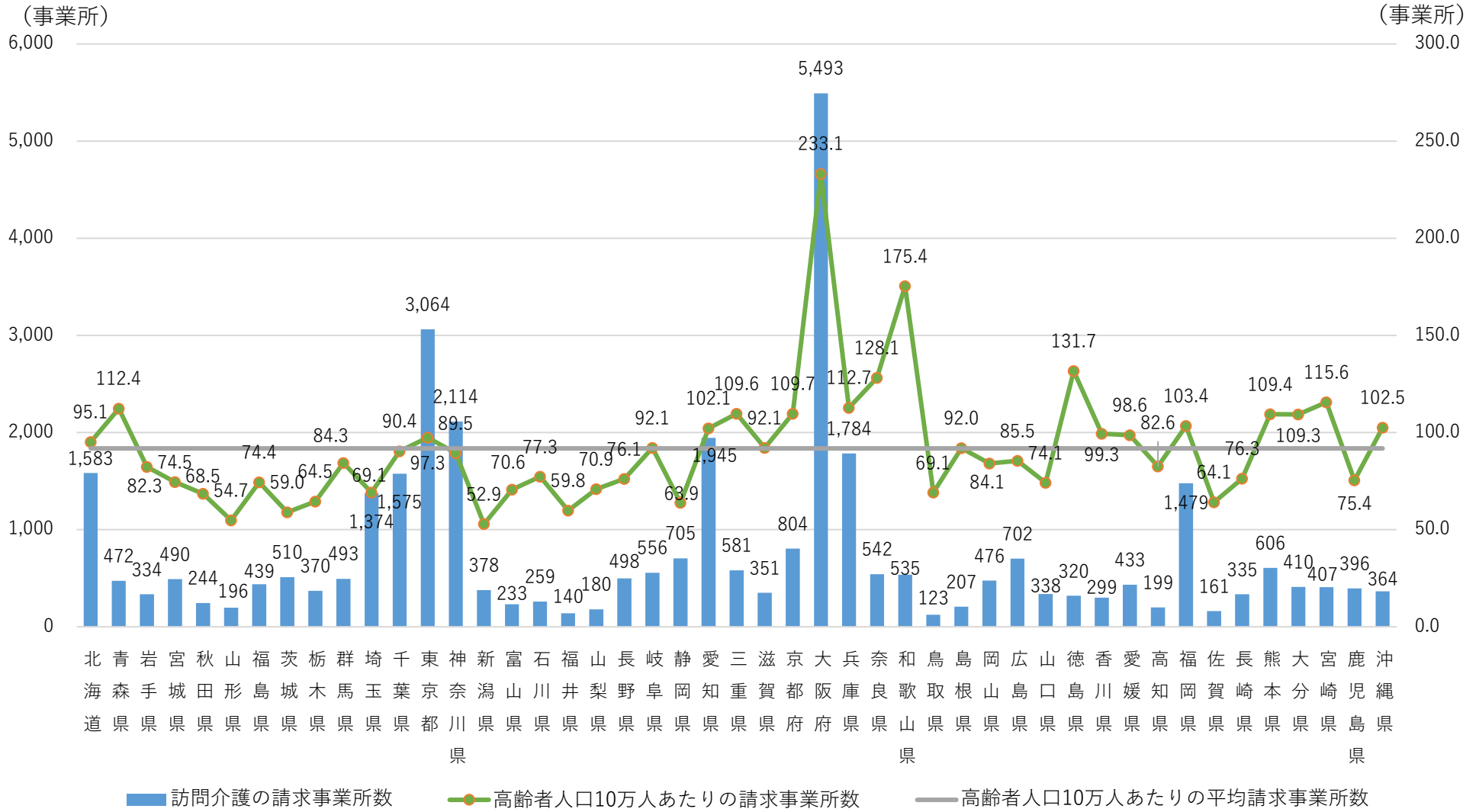


(注1) 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

(注2) 介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業は含まない。

【出典】介護給付費等実態統計(旧:介護給付費等実態調査)(各年4月審査分)より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

訪問介護の請求事業所数（都道府県別）

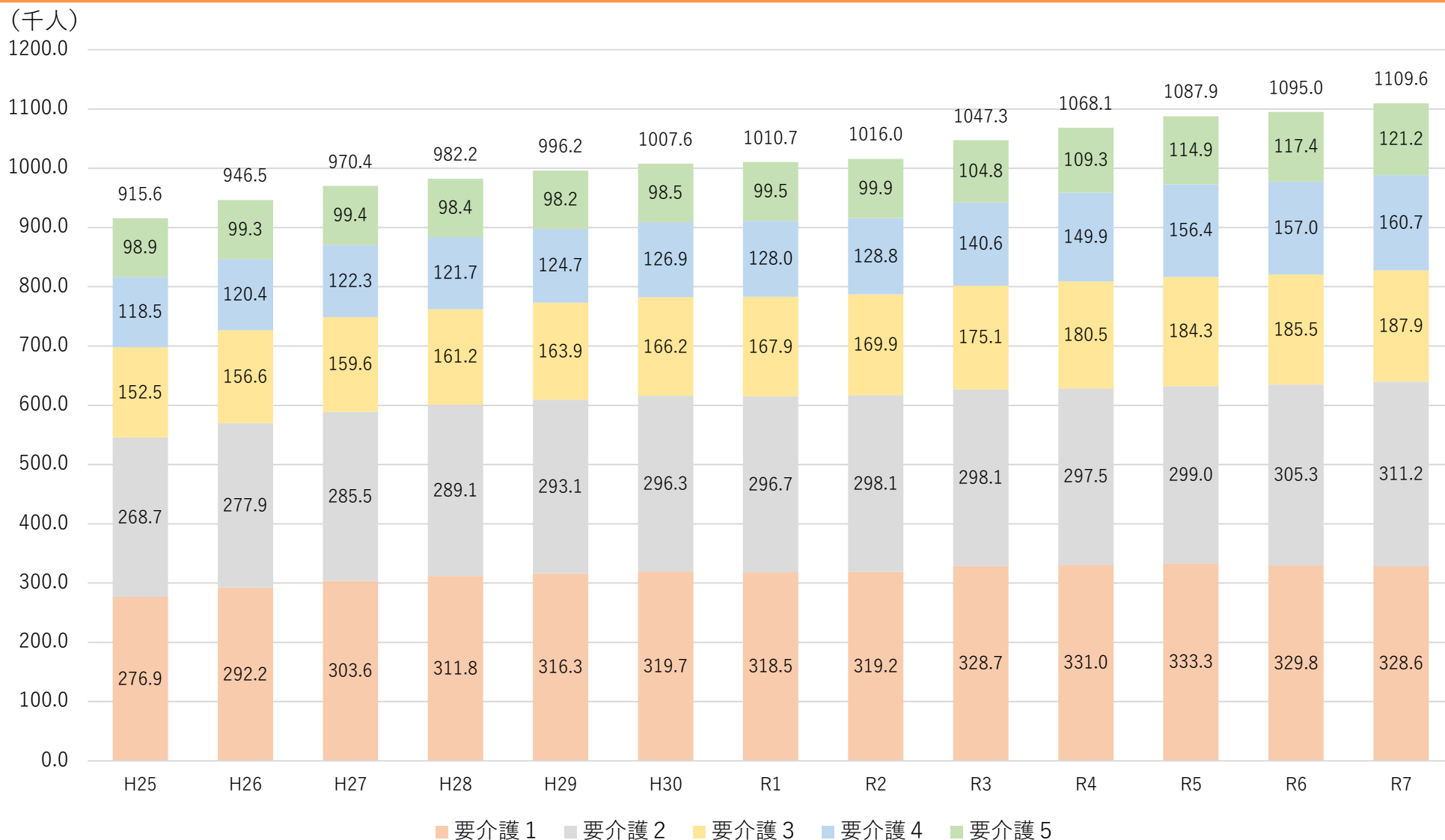


（注1）請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

（注2）介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業は含まない。

【出典】令和6年度介護給付費等実態統計報告（令和7年4月審査分）及び総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（令和7年）」より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

訪問介護の要介護度別受給者数



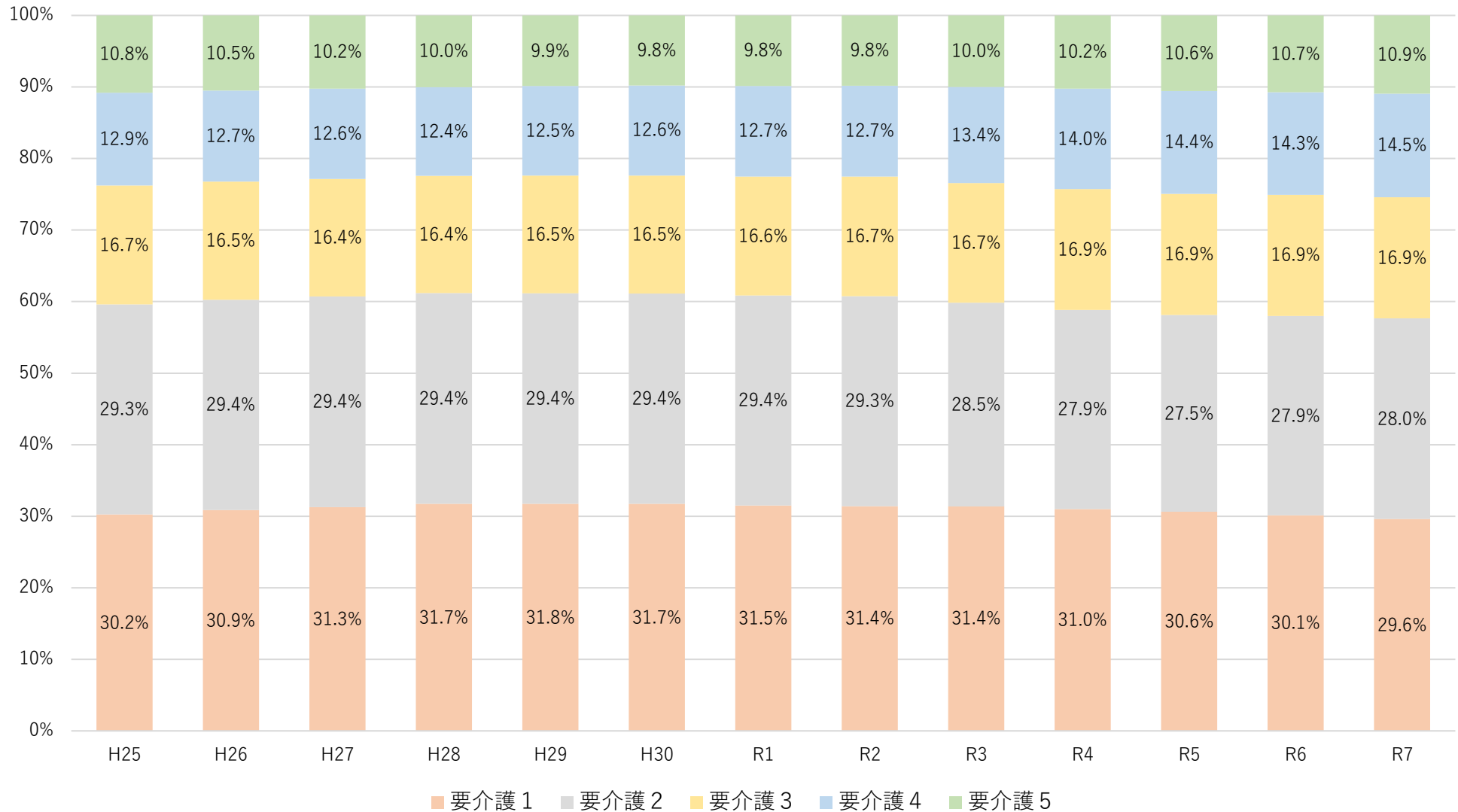
(注1) 総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

(注2) 経過的要介護、介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業は含まない。

(注3) 四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

【出典】 介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

訪問介護の要介護度別受給者割合



(注1) 総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

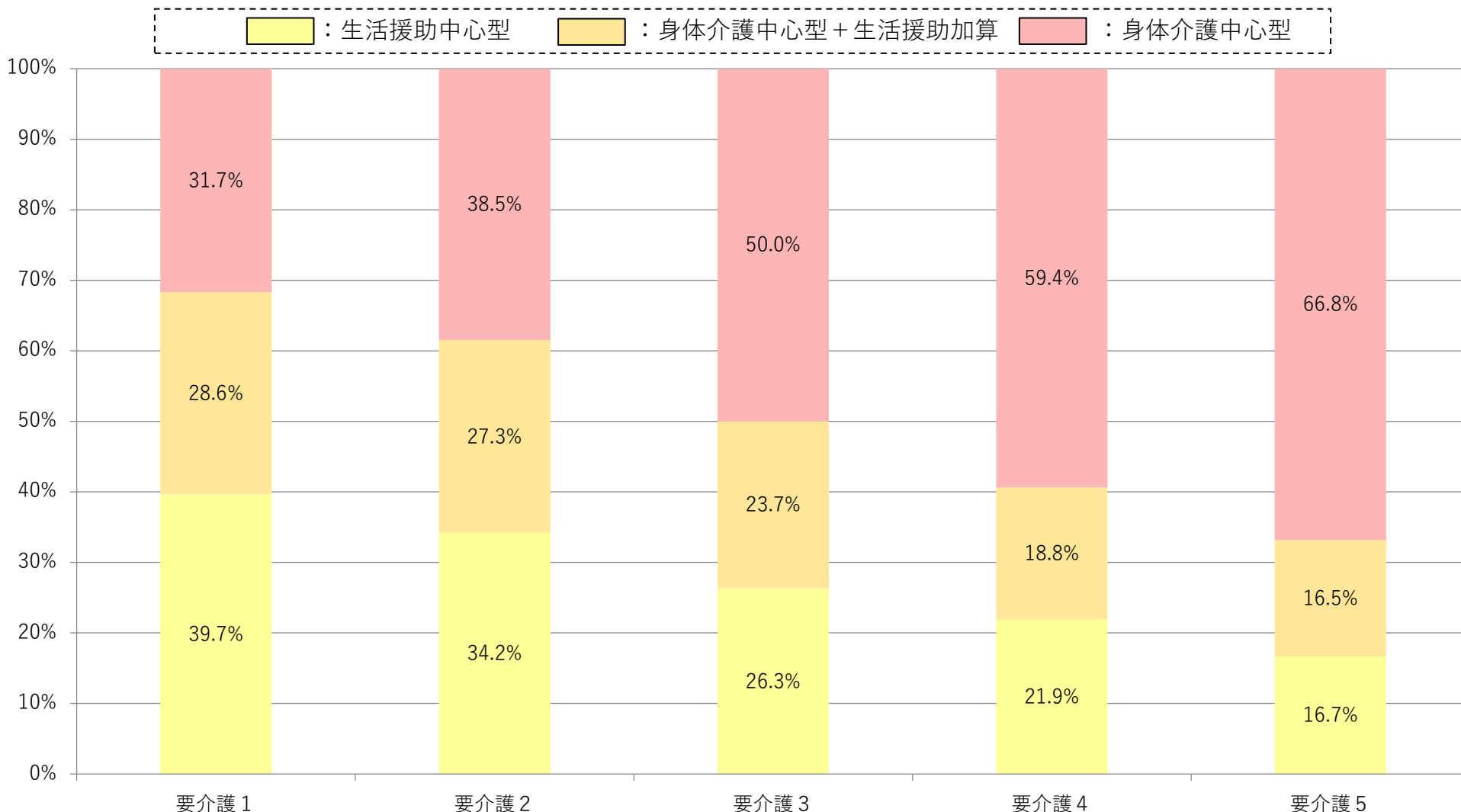
(注2) 経過的要介護、介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業は含まない。

(注3) 四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

【出典】 介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

訪問介護 要介護度別の内容類型別受給者数の構成割合

○要介護度別の構成割合を比較すると、要介護度が高くなるにつれて、身体介護中心型の比率が高くなっている。

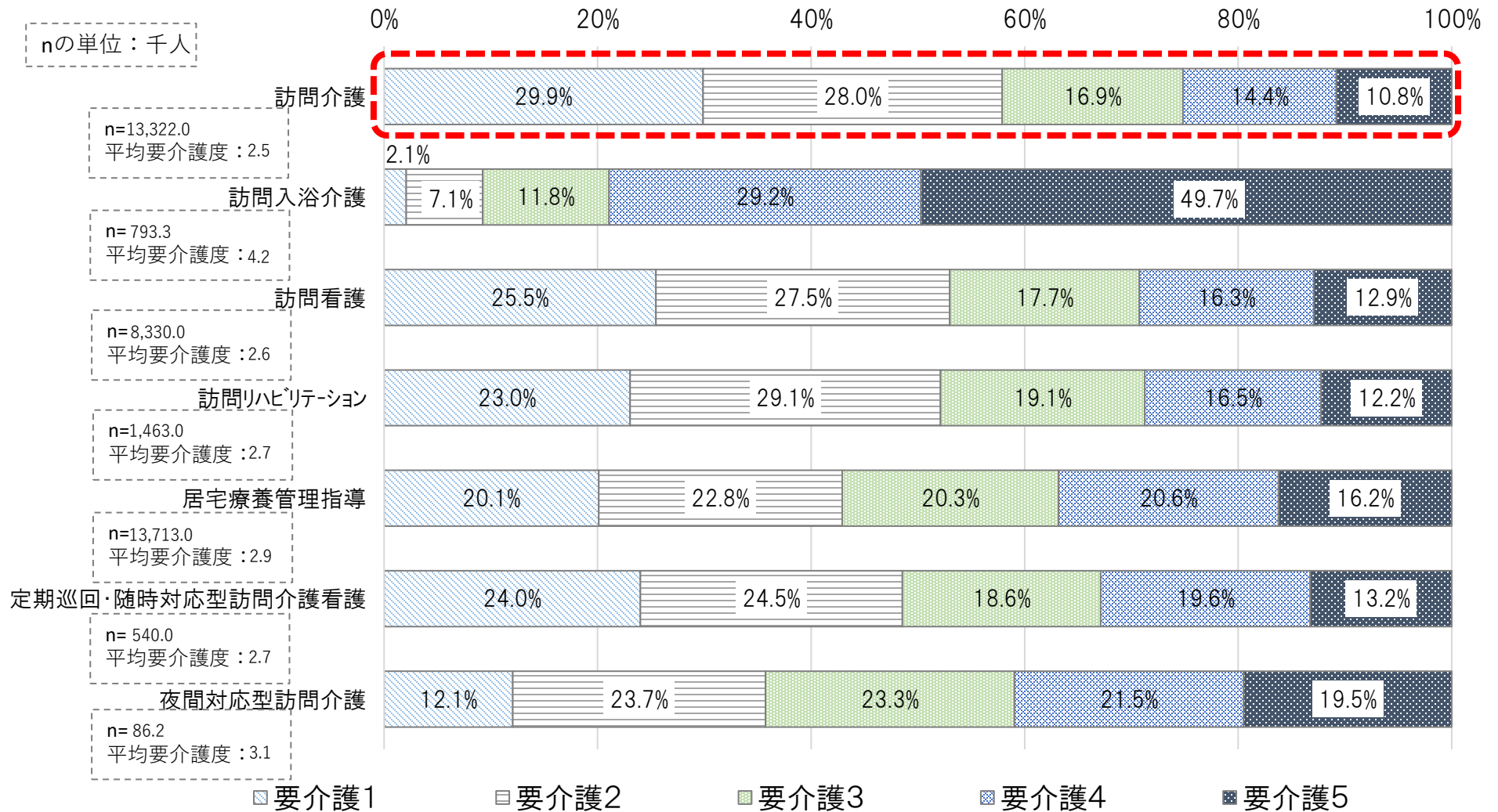


(注1) 令和7年3月サービス分(4月審査分)の受給者について、要介護度別に構成割合を算出したもの。なお、同月内に異なる種類のサービスを受けた場合、それぞれの区分に1人と計上されるが、同一種類のサービスを受けた場合は、該当の区分に1人と計上されている。

(注2) 「生活援助中心型」及び「身体介護中心型」とは報酬上の区分であり、1回の訪問において「身体介護」と「生活援助」が組み合わせて提供されている場合も含んでいる。

【出典】介護給付費等実態統計(旧:介護給付費等実態調査)(令和7年4月審査分)より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

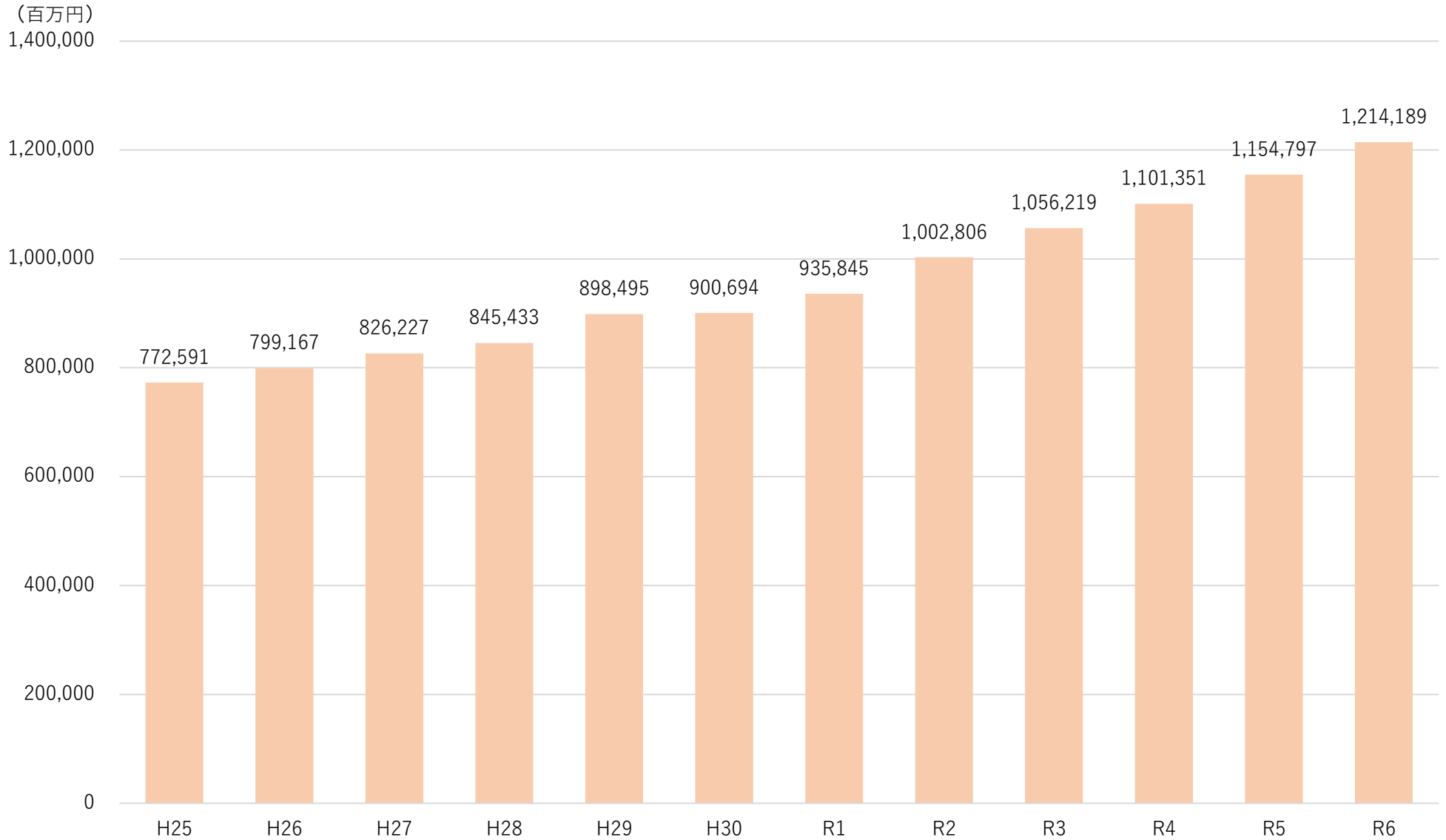
訪問系サービスの要介護度割合



(注) 平均要介護度の算出にあたり、要支援1・2は0.375として計算している。

【出典】介護給付費等実態統計令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

訪問介護の費用額



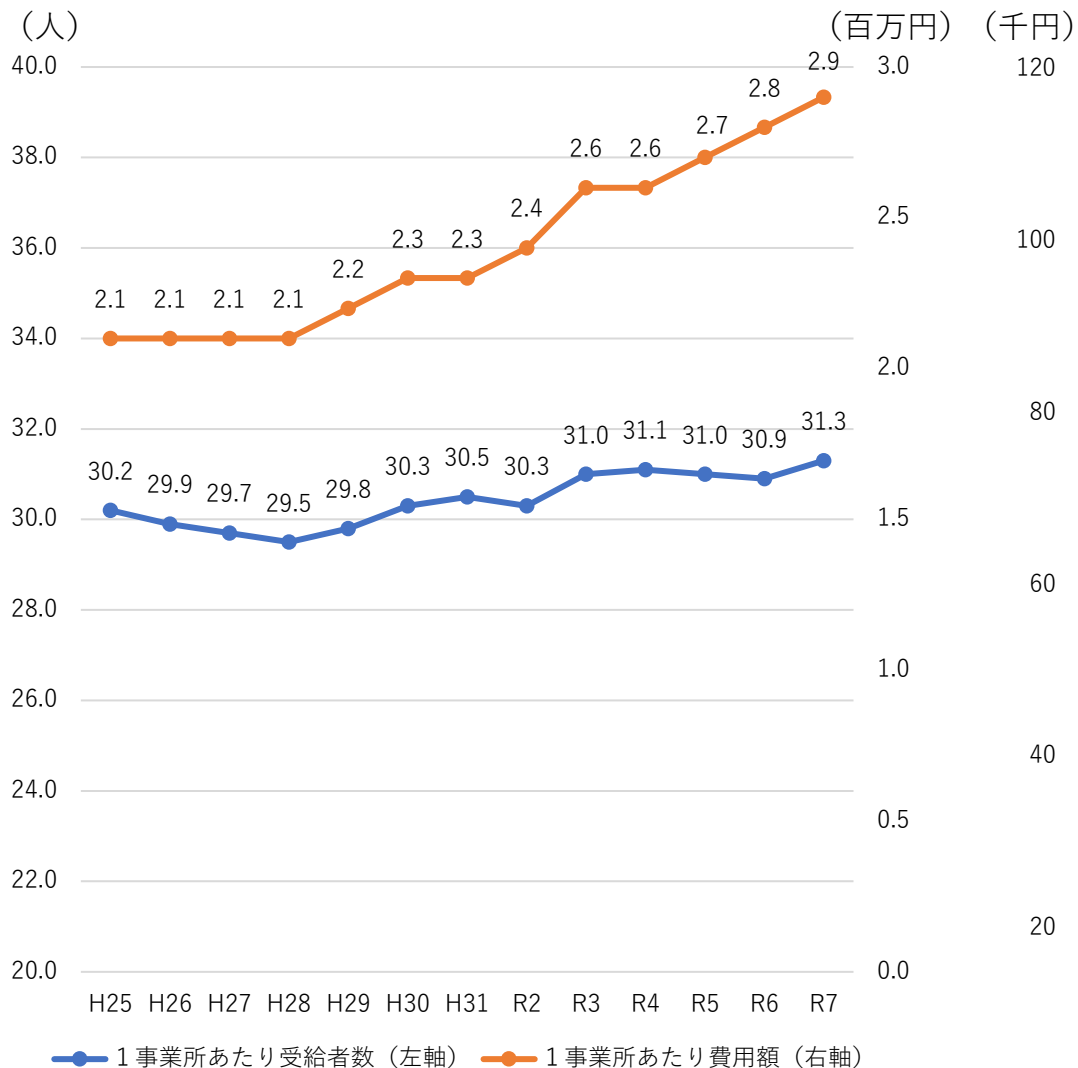
(注1) 費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額（公費の本人負担額）の合計額。

(注2) 介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業は含まない。

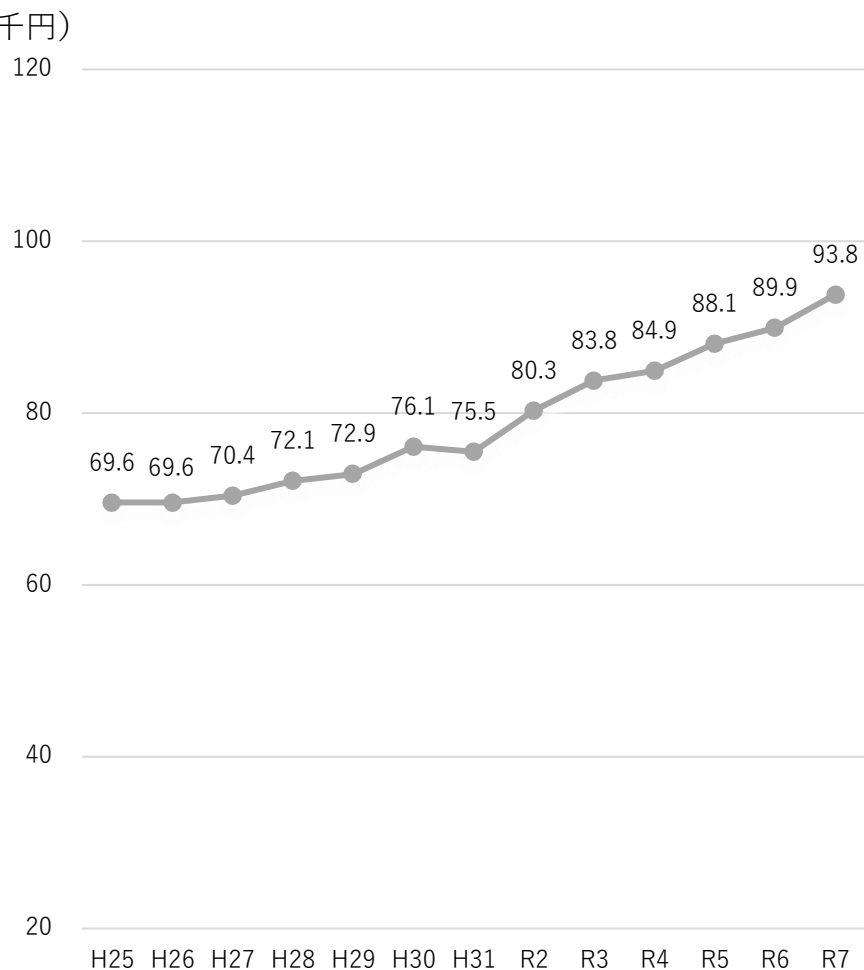
【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年5月～4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

訪問介護 1事業所1月あたりの受給者数・費用額、1人1月あたりの費用額

[1事業所1月あたりの受給者数・費用額]



[1人1月あたりの費用額]



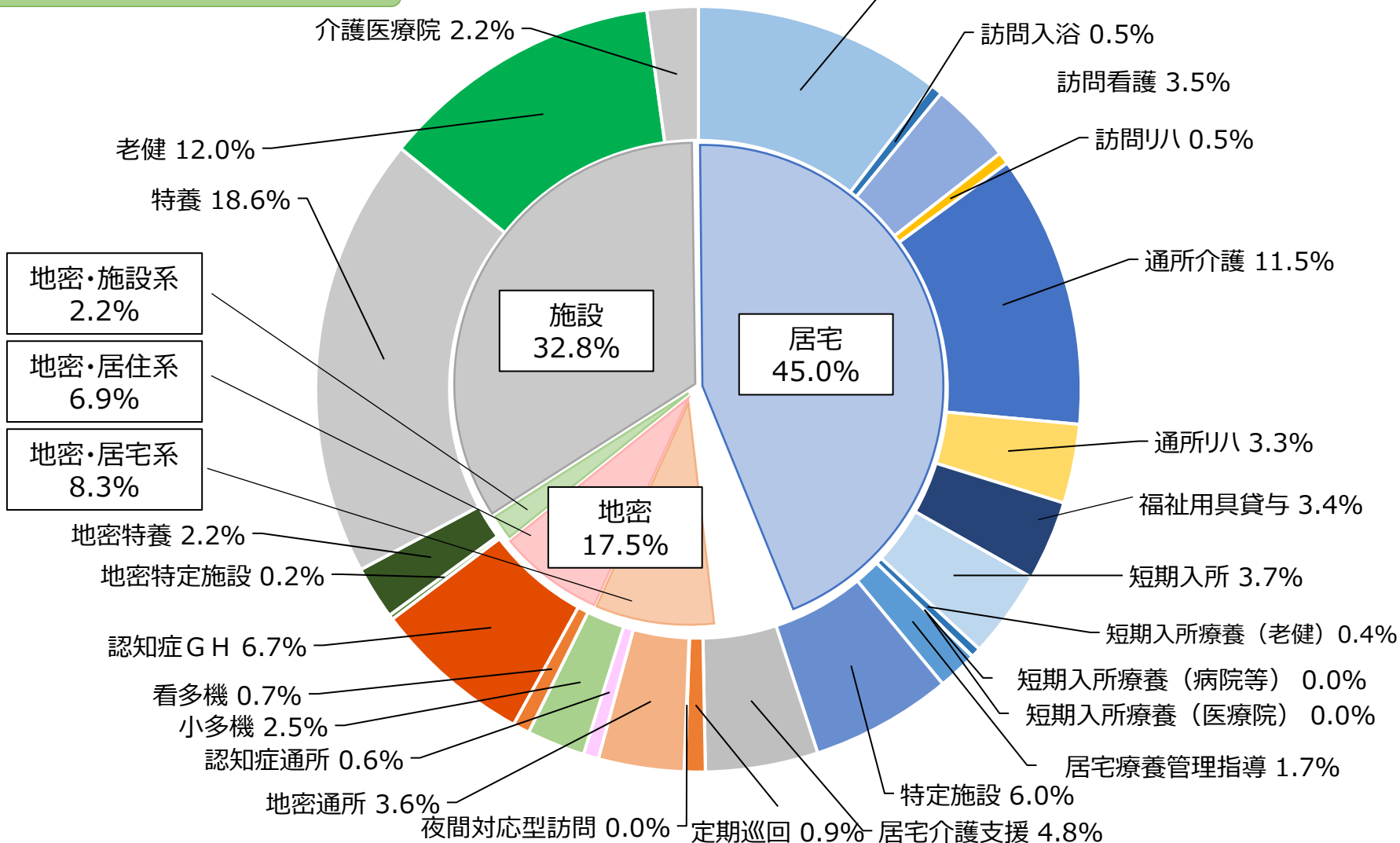
(注1) 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

(注2) 介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業は含まない。

【出典】 介護給付費等実態統計 (旧: 介護給付費等実態調査) (各年4月審査分) より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳（令和6年度） 割合

サービス種類別費用額割合



【出典】厚生労働省「令和6年度介護給付費等実態統計」

（注1）総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。

（注2）介護費用額は、令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））

（注3）令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））の特定入所者介護サービス（補足給付）は約2,271億円。

介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳（令和6年度） 金額

		費用額（百万円）	請求事業所数
居宅	訪問介護	1,214,189	35,497
	訪問入浴介護	56,351	1,584
	訪問看護	406,433	16,874
	訪問リハビリテーション	58,679	5,680
	通所介護	1,338,790	24,526
	通所リハビリテーション	388,205	7,769
	福祉用具貸与	392,621	7,124
	短期入所生活介護	429,887	10,801
	短期入所療養介護	49,110	3,584
	居宅療養管理指導	194,391	51,184
	特定施設入居者生活介護	694,137	6,251
	計	5,222,793	170,874
居宅介護支援		552,298	35,943
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	99,494	1,397
	夜間対応型訪問介護	3,920	184
	地域密着型通所介護	419,623	18,130
	認知症対応型通所介護	74,878	2,716
	小規模多機能型居宅介護	285,704	5,647
	看護小規模多機能型居宅介護	82,466	1,278
	認知症対応型共同生活介護	781,071	14,492
	地域密着型特定施設入居者生活介護	23,366	385
	地域密着型介護老人福祉施設	260,677	2,559
	計	2,031,198	46,788
施設	介護老人福祉施設	2,165,097	8,540
	介護老人保健施設	1,395,754	4,137
	介護医療院	250,669	918
計	3,811,520	13,595	
合計		11,617,809	267,200

【出典】厚生労働省「令和6年度介護給付費等実態統計」

（注1）総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。

（注4）端数処理等の関係で、合計が一致しない場合がある。

（注5）請求事業所数は延べ数である。

（注2）介護費用額は、令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））、請求事業所数は、令和7年4月審査分である。

（注3）令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））の特定入所者介護サービス（補足給付）は約2,271億円。

訪問介護の経営状況

○訪問介護の収支差率（令和6年度決算税引き前（物価高騰対策関連補助金を含まない））は9.6%となっている。

■ 居宅サービスにおける平均収支差率

サービスの種類	令和5年度実態調査	令和7年度概況調査	
	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算
訪問介護	7.8% <8.1%> (7.7%)	11.1% <11.3%> (10.6%)	9.6% <9.7%> (9.1%)
訪問入浴介護	3.0% <3.1%> (2.2%)	5.1% <5.3%> (4.2%)	5.3% <5.6%> (4.5%)
訪問看護	5.9% <6.2%> (5.8%)	11.9% <12.0%> (11.3%)	10.3% <10.3%> (9.7%)
訪問リハビリテーション	9.1% <10.3%> (9.9%)	11.8% <11.9%> (11.5%)	10.8% <10.8%> (10.5%)
通所介護	1.5% <1.8%> (1.4%)	6.5% <6.8%> (6.5%)	6.2% <6.4%> (6.0%)
通所リハビリテーション	1.8% <2.8%> (2.5%)	2.4% <2.7%> (2.6%)	2.0% <2.1%> (1.9%)
短期入所生活介護	2.6% <3.3%> (3.2%)	4.1% <4.6%> (4.5%)	2.7% <2.9%> (2.9%)

(注1) 上段（括弧無し）は「税引前収支差率（物価高騰対策関連補助金を含まない）」、中段（山括弧）は「税引前収支差率（物価高騰対策関連補助金を含む）」、下段（丸括弧）は「税引後収支差率」である。
 (注2) 令和4年度決算の中段（山括弧）の収支差率には、物価高騰対策関連補助金に加え、コロナ関連補助金も含まれている。

訪問介護の収支差率等

○訪問介護の収支差率（令和6年度決算税引き前（物価高騰対策関連補助金を含まない））は9.6%（※）となっており、金額ベースでは31.6万円。※収支差率について全サービスの平均は4.7%。

令和7年度介護事業実態調査（介護事業経営概況調査）

第4表 訪問介護 1施設・事業所当たり収支額、収支等の科目（令和5年度決算・令和6年度決算）

	令和4年度概況調査 令和3年度決算		令和5年度実態調査 令和4年度決算		令和7年度概況調査 令和6年度決算	
	千円/月		千円/月		千円/月	
I 介護事業収益						
1 (1)介護料収入	2,966		2,922		3,129	
2 (2)保険外の利用料による収入	32		52		70	
3 (3)補助金収入 (物価関連の補助金収入を除く)	2		33		48	
4 うち介護職員処遇改善増進補助金収入	-		28		43	
5 (4)介護報酬査定減	△ 0		△ 1		0	
6 小計	3,000		3,007		3,247	
7 II 介護事業費用						
8 (1)給与費	2,202	73.3%	2,175	72.2%	2,184	67.0%
9 (2)減価償却費	36	1.2%	35	1.1%	45	1.4%
10 (3)国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 1		△ 1		△ 1	
11 (4)その他	513	17.1%	486	16.1%	569	17.5%
12 うち委託費	45	1.5%	44	1.5%	60	1.8%
13 小計	2,750		2,694		2,797	
14 III 介護事業外収益						
15 (1)借入金補助金収入	3		5		11	
16 IV 介護事業外費用						
17 (1)借入金利息	5		7		8	
18 V 特別利益						
19 (1)本部費繰入	-		2		8	
20 VI 特別損失						
21 (1)本部費繰入	72		74		90	
22 収入 ①=I+III	3,003		3,011		3,257	
23 支出 ②=II+IV+VI	2,828		2,775		2,895	
24 差引 ③=①-②	175	5.8%	236	7.8%	362	11.1%
25 イ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入	10		6		-	
26 うち施設内療養に関する補助金収入	-		-		-	
27 ロ 物価高騰対策関連の補助金収入	-		2		6	
28 イ・ロの補助金収入計	10		8		6	
29 イ・ロの補助金収入を含めた差引 ③'	185	6.1%	245	8.1%	368	11.3%
30 法人税等	19	0.6%	12	0.4%	22	0.7%
31 法人税等差引 ④=③'-法人税等	166	5.5%	232	7.7%	347	10.6%
32 有効回答数	515		1,311		638	

注:1) 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。

2) 各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

3) 「介護事業費用」及び「差引 ③」の比率は「収入 ①」に対する割合である。

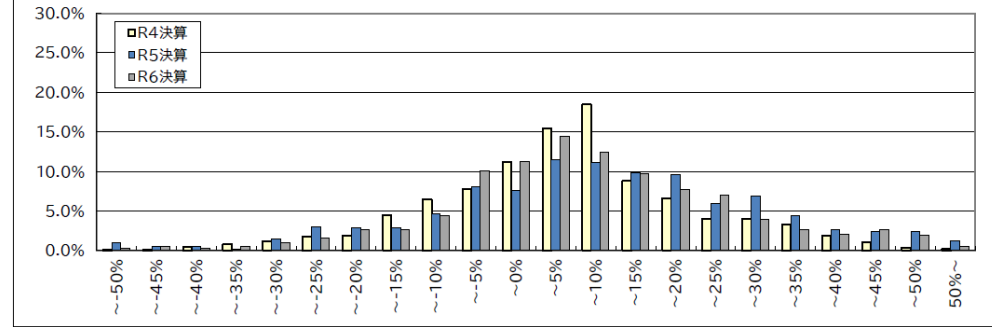
4) 「イ・ロの補助金収入を含めた差引 ③'」及び「法人税等」及び「法人税等差引 ④」の比率は、「収入 ①」+「イ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入」+「ロ 物価高騰対策関連の補助金収入」に対する割合である。

28 延べ訪問回数	807.6回/月	759.6回/月	853.3回/月
29 常勤換算職員数(常勤率)	7.6人/月 60.9%	7.3人/月 58.7%	7.4人/月 61.2%
30 介護職員常勤換算数(常勤率)	6.8人/月 57.9%	6.2人/月 54.5%	6.2人/月 57.1%
常勤換算1人当たり給与費			
31 常 介護福祉士	353,700円/月	356,744円/月	378,129円/月
32 勤 介護職員	332,245円/月	346,895円/月	350,092円/月
33 常 介護福祉士	314,409円/月	333,804円/月	326,986円/月
34 勤 介護職員	300,944円/月	294,161円/月	304,470円/月

訪問1回当たり収入			
35 -イ・ロの補助金収入を除く	3,718円/回	3,965円/回	3,855円/回
36 -イ・ロの補助金収入を含む	3,730円/回	3,975円/回	3,859円/回
37 訪問1回当たり支出	3,501円/回	3,653円/回	3,484円/回
38 常勤換算職員1人当たり給与費	325,635円/月	330,185円/月	338,131円/月
39 介護職員(常勤換算)1人当たり給与費	319,058円/月	322,916円/月	330,540円/月

40 常勤換算職員1人当たり訪問回数	106.3回/月	104.6回/月	116.0回/月
41 訪問介護員常勤換算1人当たり訪問回数	119.6回/月	122.1回/月	137.1回/月

図4 訪問介護 収支差率分布



収支差率	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
税引前収支差率（物価対策関連補助金を含まない）	5.8%	7.8%	11.1%	9.6%
税引前収支差率（物価対策関連補助金を含む）	6.1%	8.1%	11.3%	9.7%
税引後収支差率（物価対策関連補助金を含む）	5.5%	7.7%	10.6%	9.1%

【出典】厚生労働省「令和7年度介護事業経営概況調査」

第9期介護保険事業計画におけるサービス量等の見込み

令和5(2023)年度
実績値 ※1

令和8(2026)年度
推計値 ※2

令和22(2040)年度
推計値 ※2

○ 介護サービス量

	令和5(2023)年度 実績値 ※1	令和8(2026)年度 推計値 ※2	令和22(2040)年度 推計値 ※2
在宅介護	381 万人	407 万人 (7%増)	465 万人 (22%増)
うちホームヘルプ	121 万人	131 万人 (8%増)	151 万人 (25%増)
うちデイサービス	222 万人	238 万人 (7%増)	273 万人 (23%増)
うちショートステイ	35 万人	37 万人 (4%増)	42 万人 (20%増)
うち訪問看護	74 万人	81 万人 (9%増)	94 万人 (27%増)
うち小規模多機能	11 万人	13 万人 (13%増)	14 万人 (28%増)
うち定期巡回・随時 対応型サービス	3.9 万人	4.9 万人 (24%増)	5.7 万人 (46%増)
うち看護小規模多機能型居宅介護	2.1 万人	3.1 万人 (49%増)	3.6 万人 (76%増)
居住系サービス	49 万人	54 万人 (11%増)	63 万人 (28%増)
特定施設入居者生活介護	28 万人	31 万人 (12%増)	36 万人 (30%増)
認知症高齢者グループホーム	21 万人	23 万人 (9%増)	27 万人 (25%増)
介護施設	103 万人	108 万人 (5%増)	126 万人 (22%増)
特養	64 万人	67 万人 (5%増)	79 万人 (23%増)
老健	34 万人	35 万人 (2%増)	41 万人 (18%増)
介護医療院	4.5 万人	5.9 万人 (30%増)	6.7 万人 (48%増)
介護療養型医療施設	0.4 万人	－ 万人	－ 万人

- ※1) 2023年度の数値は介護保険事業状況報告(令和5年12月月報)による数値で、令和5年10月サービス分の受給者数(1月当たりの利用者数)。在宅介護の総数は、同報告の居宅介護支援・介護予防支援、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の受給者数の合計値。在宅介護の内訳について、ホームヘルプは訪問介護、訪問リハ(予防給付を含む。)、夜間対応型訪問介護の合計値。デイサービスは通所介護、通所リハ(予防給付を含む。)、認知症対応型通所介護(予防給付を含む。)、地域密着型通所介護の合計値。ショートステイは短期入所生活介護(予防給付を含む。)、短期入所療養介護(予防給付を含む。)の合計値。居住系サービスの特定施設及び介護施設の特養は、それぞれ地域密着型サービスを含む。
- ※2) 令和8(2026)年度、令和22(2040)年度の数値は、地域包括ケア「見える化」システムにおける推計値等を集計したもの。なお、在宅介護の総数については、※1と同様の方法による推計値。

1. 訪問介護の概況



2. 令和6年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

1. (2) ① 訪問介護における特定事業所加算の見直し①

概要

【訪問介護】

- 訪問介護における特定事業所加算について、看取り期の利用者など重度者へのサービス提供や中山間地域等で継続的なサービス提供を行っている事業所を適切に評価する観点等から以下の見直しを行う。
- ア 看取り期における対応を適切に評価する観点から、重度者対応要件として、「看取り期にある者」に関する要件を新たに追加する。
 - イ 中山間地域等において、地域資源等の状況により、やむを得ず移動距離等を要し、事業運営が非効率にならざるを得ない場合があることから、利用者へ継続的なサービスを行っていることについて新たに評価を行う。
 - ウ 重度要介護者等への対応における改定前の要件について、実態を踏まえ一部の改定前の区分について見直し等を行う。
- 【告示改正】

単位数

<改定前>	
特定事業所加算（Ⅰ）	所定単位数の20%を加算
特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位数の10%を加算
特定事業所加算（Ⅲ）	所定単位数の10%を加算
特定事業所加算（Ⅳ）	所定単位数の 5%を加算
特定事業所加算（Ⅴ）	所定単位数の 3%を加算



<改定後>		
特定事業所加算（Ⅰ）	所定単位数の20%を加算	
特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位数の10%を加算	
特定事業所加算（Ⅲ）	所定単位数の10%を加算	
特定事業所加算（Ⅳ）	所定単位数の 5%を加算	（廃止）
特定事業所加算（Ⅳ）	所定単位数の 3%を加算	（変更）
特定事業所加算（Ⅴ）	所定単位数の 3%を加算	（新設）

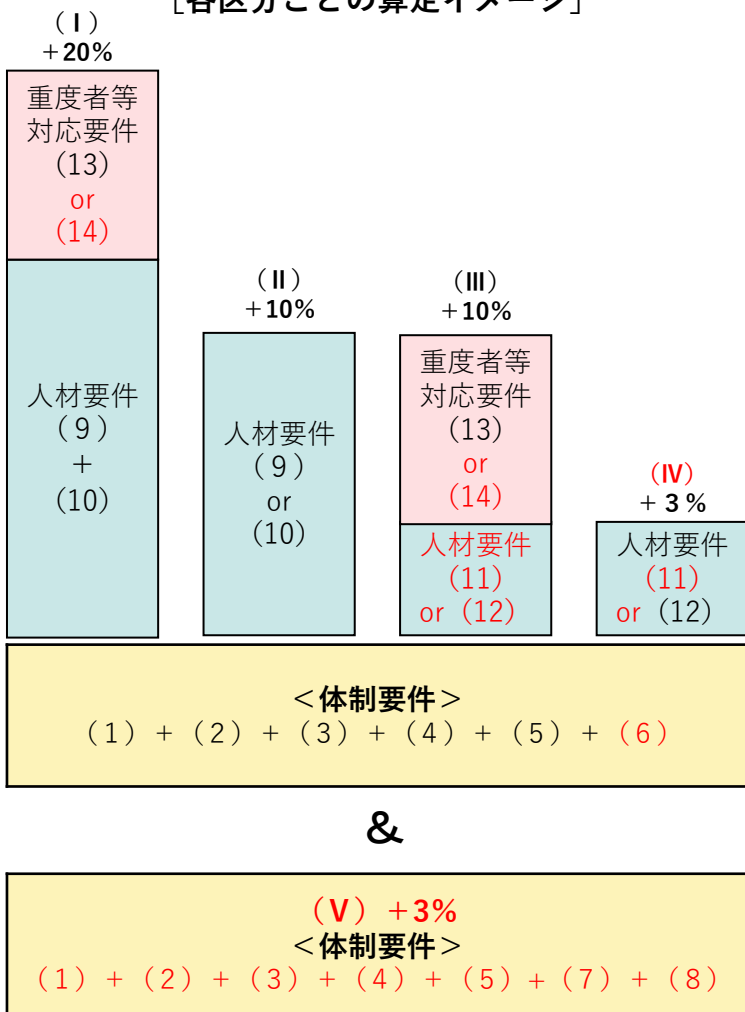
1. (2) ① 訪問介護における特定事業所加算の見直し②

算定要件等

報酬区分 ▶ 改定前の(IV)を廃止し、改定前の(V)を(IV)に、(V)を新設 算定要件 ▼ 改定前の(6)を(1)に統合、(6)、(7)、(8)、(14)を新設、改定前の(12)を削除		(I)	(II)	(III)	(IV) 廃止	(V) →(IV)
		20%	10%	10%	5%	3%
体制要件	(1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催 (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告 (4) 健康診断等の定期的な実施 (5) 緊急時等における対応方法の明示	○	○	○	○ ※(1) 除く	○
	(6) サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 → 【(1)へ統合】				○	
	<u>(6) 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施等</u>	○(※)		○(※)		
	<u>(7) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること</u>					
人材要件	<u>(8) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること</u>					
	(9) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上	○	○			
	(10) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者	○	○			
	(11) サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること → 【III・IVに追加】			○	○	○
重度者等対応要件	(12) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること → 【IIIに追加】			○		○
	(13) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度(III、IV、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上	○		○		
	(12) 利用者のうち、要介護3～5である者、日常生活自立度(III、IV、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の60以上 → 【削除】				○	
	<u>(14) 看取り期の利用者への対応実績が1人以上であること(併せて体制要件(6)の要件を満たすこと)</u>	○(※)		○(※)		

1. (2) ① 訪問介護における特定事業所加算の見直し③

[各区分ごとの算定イメージ]



注1：別区分同士の併算定は不可。
 ただし、(V)とそれぞれの加算は併算定可。

注2：加算(Ⅰ)・(Ⅲ)については、重度者等対応要件を選択式とし、(13)または(14)を満たす場合に算定できることとする。また、(14)を選択する場合には(6)を併せて満たす必要がある。

注3：(V)は特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算とは併算定不可。

算定要件		(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)	(Ⅴ)
改定前の(6)を(1)に統合、(6)、(7)、(8)、(14)を新設、改定前の(12)を削除		20%	10%	10%	3%	3%
体制要件	(1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催 (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告 (4) 健康診断等の定期的な実施 (5) 緊急時等における対応方法の明示	○	○	○	○	○
	(6) 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施等	○ (注2)		○ (注2)		
	(7) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等(※1)に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること					○
人材要件	(8) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり随時介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること					○
	(9) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が30%以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が50%以上	○	○ 又は			
	(10) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・1級課程修了者	○	○			
	(11) サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること			○ 又は	○ 又は	
重度者等対応要件	(12) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること			○	○	
	(13) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が20%以上	○ 又は		○ 又は		
	(14) 看取り期の利用者(※2)への対応実績が1人以上であること(併せて体制要件(6)の要件を満たすこと)	○ (注2)		○ (注2)		

(※1) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算と同様の対象地域
 (※2) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

1. (7) ① 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し

概要

【訪問介護、訪問入浴介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護】

○訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算について、認知症高齢者の重症化の緩和や日常生活自立度Ⅱの者に対して適切に認知症の専門的ケアを行うことを評価する観点から、利用者の受入れに関する要件を見直す。

【告示改正】

単位数

<改定前>

認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位/日※

認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位/日※



<改定後>

変更なし

変更なし

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）については、認知症専門ケア加算（Ⅰ）90単位/月、認知症専門ケア加算（Ⅱ）120単位/月

算定要件等

<認知症専門ケア加算（Ⅰ）>

ア 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の2分の1以上

イ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置

ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合

エ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的を開催

<認知症専門ケア加算（Ⅱ）>

ア 認知症専門ケア加算（Ⅰ）のイ・エの要件を満たすこと

イ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上

ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合

エ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施

オ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定

2. (1) ⑮ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

概要

【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。

【告示改正】

単位数

<改定前>
なし



<改定後>
口腔連携強化加算 50単位/回 (新設)
※1月に1回に限り算定可能

算定要件等

- 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。(新設)
- 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。



4. (1) ① 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し①

概要

【訪問介護】

○訪問介護において、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し、移動時間や移動距離は短くなっている実態を踏まえ、同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。

【告示改正】

単位数・算定要件等

< 改定前 >

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

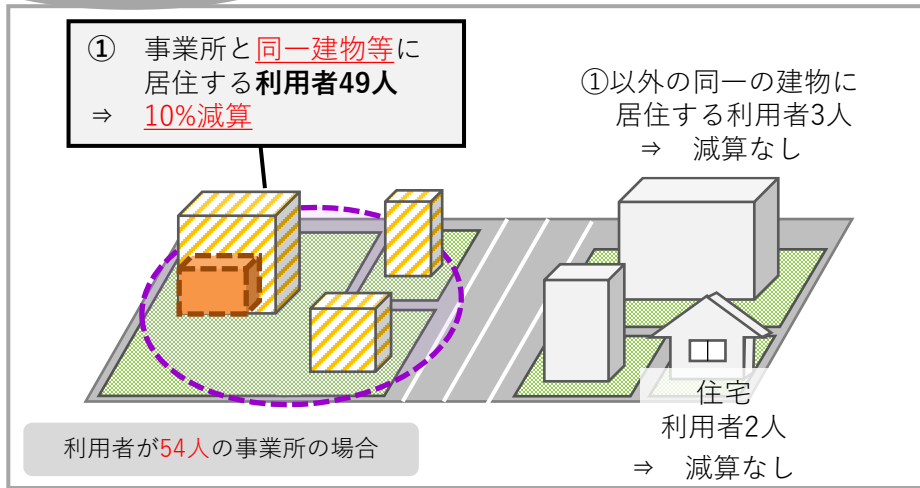


< 改定後 >

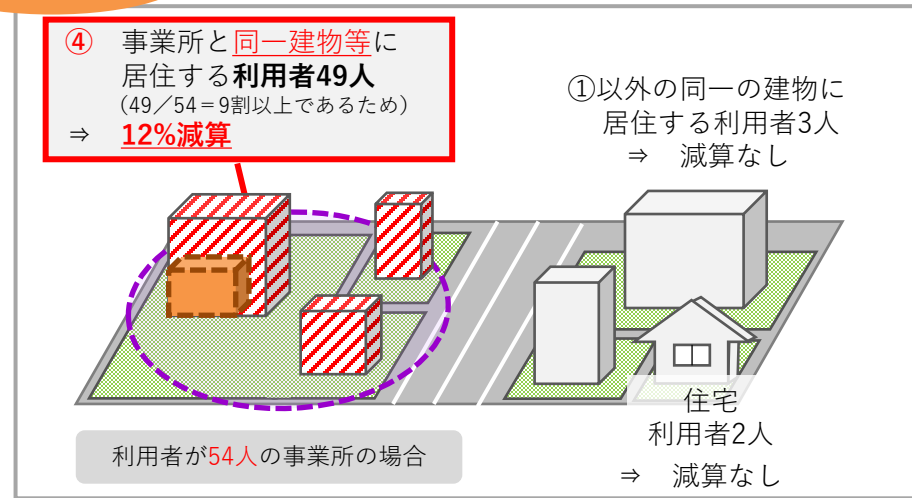
減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
④12%減算 (新設)	<u>正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合</u>

4. (1) ① 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し②

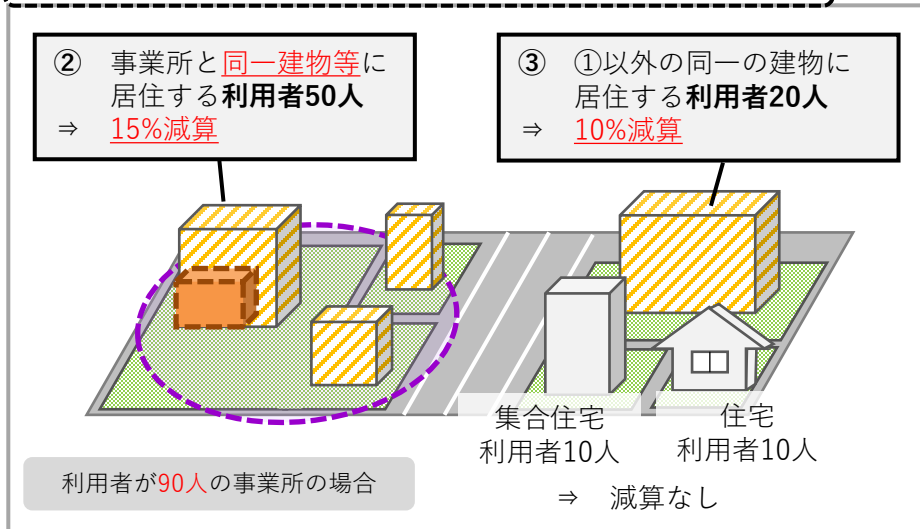
改定前(例)



改定後(例)



事業所と同一建物等に居住する利用者が50人以上の場合



減算の内容	算定要件
10%減算	①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）
15%減算	②：事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
10%減算	③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
12%減算	④：正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

脚注： 訪問介護事業所 改定後に減算となるもの 令和6年度改定前の減算となるもの 減算とならないもの

1. 訪問介護の概況

2. 令和6年度介護報酬改定の内容

 3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

訪問介護に関連する各種意見

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（令和5年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会）（抄）

【訪問介護人材の確保】

- 訪問介護員等の人材不足は喫緊の課題であり、就労希望者が少ない要因に、1人で利用者宅に訪問してケアを提供することに対する不安が挙げられているところ、ハラスメント対策・ICTの活用等を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組を引き続き推進するとともに、質の高い介護サービスを担保できる体制等の検討を進めるほか、介護技術の向上や適切な評価を通じて、必要なサービスを安定的に提供することができるよう、人材確保に係る課題を把握した上で、更に訪問介護人材の確保に資する対応を総合的に検討していくべきである。

【同一建物等居住者への訪問介護等のサービス提供の在り方】

- 同一建物等居住者への訪問介護等のサービス提供については、必要なサービスが確保されているかなど、今回の改定による影響の把握を行うとともに、その結果も踏まえ、同一建物以外へのサービス提供も含めて、訪問介護の人材確保とサービスの充実が行われるよう必要な対応について引き続き検討していくべきである。

自治体調査(アンケート)の集計状況の概要

※令和6年12月23日社会保障審議会介護給付費分科会で報告したものを更新

1. 回収状況

- ✓ 都道府県・指定都市・中核市については、全て回収 (129/129)
- ✓ 特別区は約7割 (17/23)、市町村は約5割 (847/1,636) の回収率

(参考) 訪問介護の休止・廃止事業所数の変化

	令和5年 6~8月	令和6年 6~8月	増減
休止・廃止	510事業所	552事業所	+ 8.2%

※令和6年4月の事業所総数: 35,468事業所

2. 訪問介護事業所数の変化

- ✓ 令和6年6月~8月の3か月間で休止・廃止した事業所数の合計は、対前年同期比で概ね1割程度増加
- ✓ その理由は、「人員の不足(255件)」が最も多く、次いで「経営戦略上の事業所の統廃合(78件)」が多かった。なお、「介護報酬改定に伴う収入減」は7件だった。



厚生労働省が独自に実施した調査結果(令和6年3月及び6月時点の状況)と同様の傾向

※ 今回の調査では、他の介護サービスの休止・廃止事業所数も調査しており、訪問看護、通所介護などでも同様の傾向が見られた。

- ✓ 地域別でみると、全域が中山間・離島等である都道府県(n=10の合計)では微増であったのに対して、それ以外の都道府県(n=37の合計)では、概ね2割程度増加。
- ✓ 指定都市・中核市については、中山間・離島等がない自治体(n=32の合計)でのみ増加。

→ 大都市や大都市部を含む都道府県の方が休止・廃止事業所数の増加が大きい傾向

3. 中山間・離島等でのサービス提供について感じている課題

- ✓ 「介護人材が不足している(66.1%)」の割合が最も高く、次いで「訪問介護事業所数が十分でない(39.3%)」が高かった。

4. 介護人材確保等に関する各種支援の実施状況

- ✓ 都道府県については、「外国人介護人材の受け入れ支援」「ICT・介護ロボット購入補助金」「介護の仕事の魅力発信」「各種研修の開催」「施設整備に対する補助」を実施している割合、市町村等については、「施設整備に対する補助」「各種研修の開催」「医療・介護の連携支援」を実施している割合が高かった。

(4) 地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業

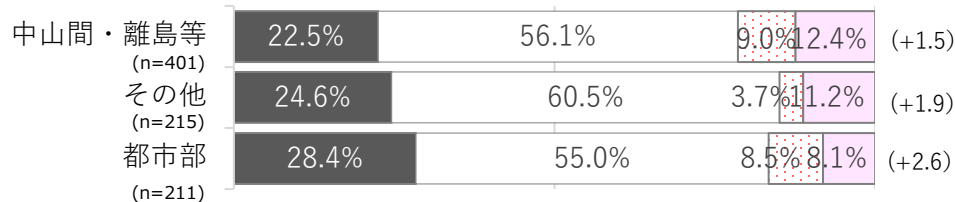
B. 訪問介護事業所に関する事業所調査(アンケート)の集計状況の概要 (①収支差率の状況)

1. 訪問介護事業所の収支差率の比較 (令和5年度決算)

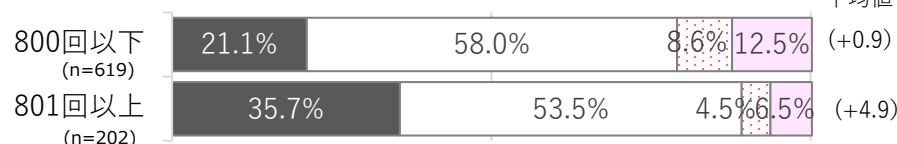
- ① 地域別にみると、「▲5%以上0%未満」及び「▲5%未満」の割合は「中山間・離島等」でやや高い傾向。
- ② 訪問回数別にみると、「801回以上」の区分で「収支差5%以上」の割合が高い。
- ③ 訪問回数別 × 地域別にみると、訪問回数の少ない「400回以下」の区分では、都市部は「5%以上」、中山間・離島等は「▲5%以上0%未満」及び「▲5%未満」の割合が高かった。
- ④ 同一建物減算の有無別にみると、「算定あり」の方が「5%以上」の割合が高い傾向があり、「▲5%以上0%未満」及び「▲5%未満」の割合は概ね同水準。
- ⑤ 集合住宅等の利用者の割合別にみると、「40%以上80%未満」や「80%以上」の区分において、「5%以上」の割合が高くなっている一方、「0%」の区分は収支差率は低い傾向。

※ 本調査は、主として「中山間・離島等」、「都市部」、「それ以外」の3つの地域におけるサービス提供の実態等の傾向を明らかにすることを目的として実施するものであり、必ずしも訪問介護事業所全体の傾向を把握するものではない。地域ごとの比較の観点から収支差率の平均値を算出しているが、中山間・離島等地域の回収率をそのほかの地域よりも低く設定し、調査票を多く配布する等の標本設計を行っていることから、中山間・離島等地域や小規模の事業所の有効回答が全体の事業所分布より多くなり、収支差率が実態よりも低く出る可能性があることなどに留意が必要。

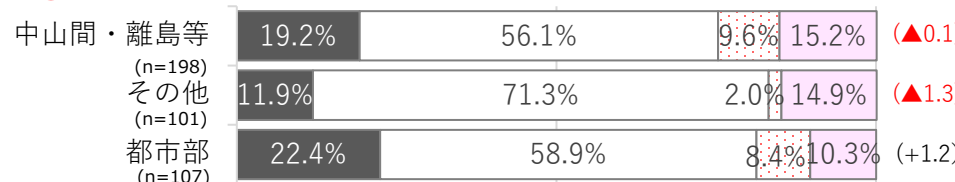
① 地域別の収支差率



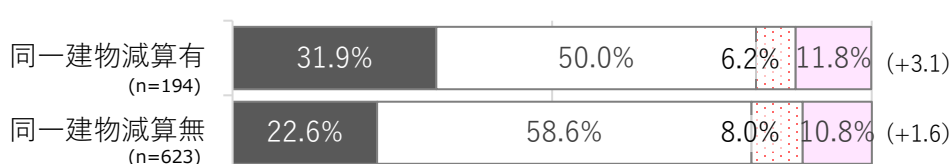
② 訪問回数別の収支差率



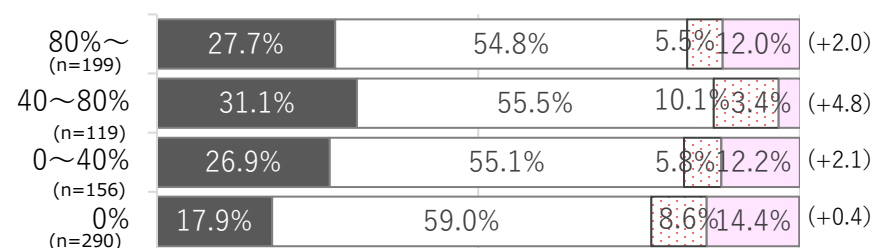
③ 訪問回数別 × 地域別の収支差率 <訪問回数400回以下>



④ 同一建物減算の有無別の収支差率



⑤ 集合住宅等の利用者の割合別の収支差率



■ 5%以上 □ 0%以上5%未満 ▨ ▲5%以上0%未満 □ ▲5%未満

(4) 地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業

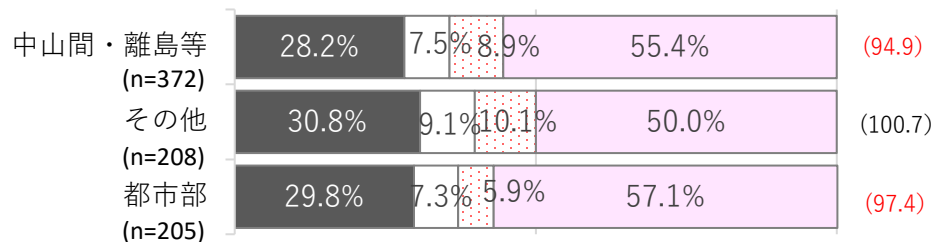
C. 訪問介護事業所に関する事業所調査(アンケート)の集計状況の概要 (②介護保険収入の増減)

2. 訪問介護事業所の介護保険収入の増減 (R5.8→R6.8)

- ① 訪問回数の増減をみると、全ての地域で対前年度比で5%以上減少(95%未満)している事業所の割合が5割を超えており、減少率の平均値は中山間・離島等が最も大きくなっていった。
- ② 訪問1回あたりの単価をみると、全ての地域で単価が増加した事業所の割合の方が多くなっていった。
- ③ 職員数の増減をみると、全ての地域で増加していた(平均+2.5人~+3.6人)。
- ④ 令和6年8月の介護保険収入の増減をみると、全ての地域で対前年度比5%以上減少(95%未満)している事業所の割合が最も高くなっていった。

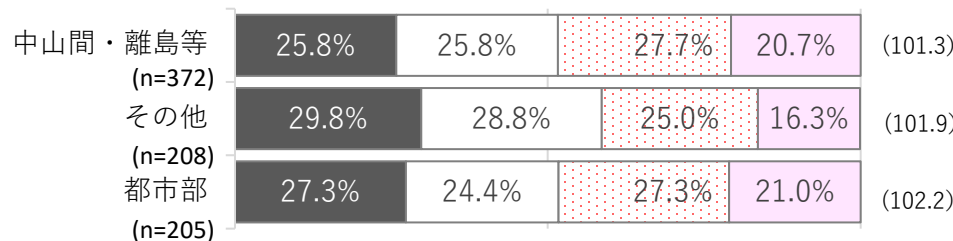
① 訪問回数の増減 (対前年同月比)

■ 105%以上 □ 100%以上105%未満 ▨ 95%以上100%未満 □ 95%未満 平均値



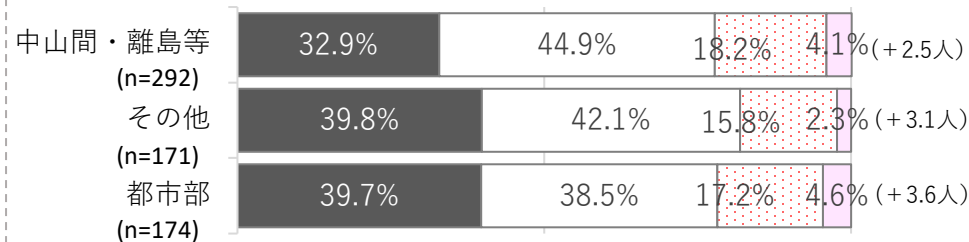
② 訪問回数1回あたり単価の増減 (対前年同月比)

■ 105%以上 □ 100%以上105%未満 ▨ 95%以上100%未満 □ 95%未満 平均値



③ 職員数の増減※ (対前年同月比)

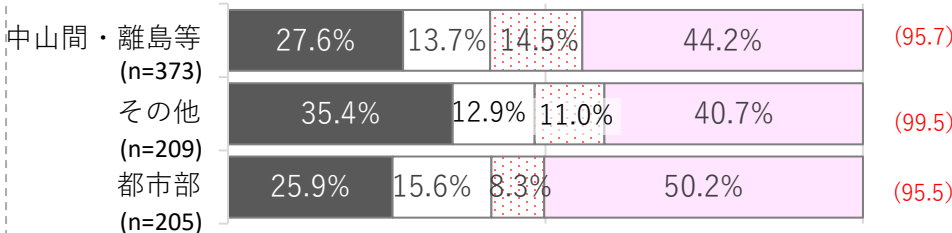
■ +2人以上 □ 0人以上2人未満 ▨ ▲2人以上0人未満 □ ▲2人未満 平均値



※ 過去1年間の採用者数と離職者数の実人員数の差

④ 介護保険収入の増減 (対前年同月比)

■ 105%以上 □ 100%以上105%未満 ▨ 95%以上100%未満 □ 95%未満 平均値



※前年同月比介護保険収入について無回答の事業所及び介護保険総合DBでデータが確認できない事業所は集計から除外している

(4) 地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業

D. 訪問介護事業所に関する事業所調査(アンケート)の集計状況(③その他)

3. 訪問介護事業所の職員、利用者等の状況

(1) 職員の状況

- ✓ 60代以上の職員の割合は中山間・離島等で高い傾向、勤続年数も中山間・離島等で10年超の職員の割合が高い傾向。
- ✓ 職員の充足状況は、全ての地域で「不足」（とても不足している、やや不足している）の割合が高く、特に「都市部」で高い（中山間・離島等 63.5%、都市部 **73.8%**、その他 67.2%）。

(2) 利用者・サービス提供の状況

- ✓ 利用者の充足状況は、全ての地域で「やや不足している」の割合が最も高く（4～5割程度）、次いで「確保できている」が高い。
- ✓ 集合住宅等の利用者割合は、全ての地域で「0%」が最も高く（3割程度）、次いで中山間・離島等やその他では「80%以上」、都市部では「40%以上80%未満」が高い。
- ✓ サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等の併設状況は、中山間・離島等で併設している割合が高い（中山間・離島等**25.4%**、都市部9.3%、その他17.4%）。
- ✓ 移動時間は、中山間・離島等では平均21.6分、都市部では平均24.6分。同一建物減算算定なしの場合、いずれの地域でも同程度だが（平均30分弱）、算定ありの場合、都市部で若干短い傾向（平均8分程度）。

4. 訪問介護事業者の人材確保や利用者確保に向けた取組の状況

- ✓ 人材確保に係る課題意識は、いずれの地域も「応募者が少ない」が最多。都市部では「採用に費用がかかる」「紹介料の負担が大きい」、中山間・離島等では「所在地域に就労人口が少ない」の割合も多い。人材確保の取組は、いずれの地域も「知人の紹介による採用」「ハローワークによる採用」が最多。都市部では「転職サイトの活用」「人材紹介会社の活用」も多い。
- ✓ サービス提供についての課題意識は、いずれの地域も「独居の利用者が多い」が最多。中山間・離島等では「事業所を起点として訪問宅への移動に要する時間が長い」「訪問先から訪問先への移動に要する時間が長い」も多い。
- ✓ 利用者を増やすための取組は、利用者確保できている事業所では、「居宅介護支援事業所への訪問・説明」「自事業所のHP等の充実・更新等」「質の高い人材の育成」の順に多い。

令和7年度補正予算における訪問介護事業所に対する支援措置

(注) ◎を付しているものは「医療・介護等支援パッケージ」に含まれる事業

◎ 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業

補正予算額：1,920億円の内数

- 介護従事者に対して幅広く月1万円相当の賃上げ支援を実施し、生産性向上や共働化に取り組む事業者の介護職員に対して月0.5万円相当を上乗せ。併せて、介護職員の職場環境改善を支援（人件費に充てた場合、介護職員に対して月0.4万円の賃上げに相当）

※ 令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

◎ 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

補正予算額：278億円の内数

- 物価上昇の影響がある中でも必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、訪問など移動に伴い必要となる経費、気候変動に伴う猛暑等や災害などのリスクへの対策、災害発生時に必要な衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など設備・備品の購入を支援

◎ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業

補正予算額：220億円の内数

- 介護記録ソフト等の介護テクノロジーの導入・定着や、経営の協働化、経営改善を支援

◎ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

補正予算額：56億円

- ホームヘルパーへの同行支援や常勤化への支援、協働化支援など人材確保・経営改善の支援のほか、中山間地域等における訪問介護等サービスの提供体制を確保するため、通所介護事業所の多機能化（訪問機能の追加）やサテライト（出張所）の設置を支援

重点支援地方交付金

追加額：2.0兆円の内数

- 「医療・介護等支援パッケージ」と併せて、物価高騰の影響を受ける介護サービス事業者に対し、「重点支援地方交付金」を活用し支援

施策名:エ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

① 施策の目的

- 訪問介護等サービスについては、長引く人手不足や燃料代の高騰などにより、厳しい状況にある。
- こうした状況を踏まえ、都道府県・市町村が事業所の規模・形態や地域の実情に応じた最適な支援策を柔軟に実施できるよう、訪問介護等サービス提供体制の確保に向けた総合対策を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- 地域において、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、ホームヘルパーへの同行支援や常勤化への支援、協働化・大規模化の取組支援など、事業所規模や地域の特性に合わせた支援を行うほか、下記の支援を新たに行う。
 - ① 訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを推進するため、都道府県等が行う訪問介護事業所と地域の多様なリソースとの協働モデルの構築や業務の役割分担ルールの策定等の支援
 - ② 訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化(訪問機能の追加)を推進するため、訪問機能の導入に向けた伴走支援や初期費用の助成、導入後の一定期間の支援
 - ③ 中山間地域等において、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能なサテライト(出張所)の設置を促進するため、サテライトの設置に向けた伴走支援や初期費用の助成、設置後の一定期間の支援

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体:都道府県・市区町村

補助率:国:2/3、都道府県・市区町村:1/3

※中山間・離島等地域における取組(①のイ及びウ、②のウ、③のイ及びウ)については、国:3/4、都道府県・市区町村:1/4

【事業スキーム】



①人材確保体制構築支援事業

- 補助対象経費 (例)
- ア. 研修体制づくりの支援
 - イ. 採用活動の支援
 - ウ. 経験年数が短いヘルパーへの同行支援
 - エ. 周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費の支援

②経営改善支援事業

- 補助対象経費 (例)
- ア. 経営改善の支援
 - イ. 常勤化の促進の支援
 - ウ. 協働化・大規模化の取組の支援
 - エ. 広報活動に関する支援

③地域の体制づくり支援事業(拡充)

- 補助対象経費:以下の取組に必要な経費
- ア. 訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援(5.9億円)
 - イ. 通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援(11億円)
 - ウ. 訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置の推進支援(12億円)

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 訪問介護等サービスの人材確保・経営改善や地域における在宅介護の提供体制づくりの取組を支援することで、在宅介護サービスの持続的・安定的な提供体制の確保が図られる。

施策名:エ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

地域の体制づくり支援事業(訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援)

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 〇 訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを全国的に推進することで、介護人材の負担軽減と地域における持続可能なサービス提供体制の維持・強化を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- 〇 訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを推進するため、都道府県等が行う訪問介護事業所と地域の多様なリソースとの協働モデルの構築や業務の役割分担ルール策定等の取組を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

〇補助対象経費:以下の取組に必要な経費

- ・ 家政婦(夫)との協働モデルの構築と研修受講要件緩和(総合事業)の検討
- ・ 地域ボランティア・学生等とのマッチング支援(人材バンクの整備等)
- ・ 業務の役割分担ルールの策定や実証事業の実施
- ・ 先進的な共生型生活支援体制の構築に資する調査研究
- ・ ケアマネ事業所や包括支援センターとの連携体制の構築等

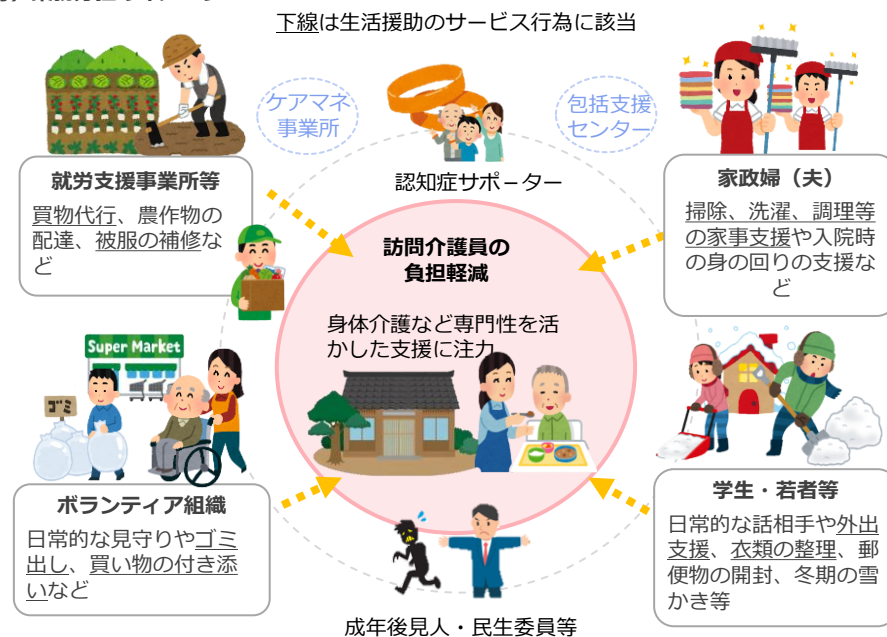
〇実施主体:都道府県・市区町村(社会福祉協議会や福祉人材センター等への委託可能)

〇補助率:国:2/3 都道府県・市区町村 1/3

【事業スキーム】



(参考) 業務分担のイメージ



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 〇 地域の多様なリソースを地域の支援体制に組み込むことで、介護人材の負担軽減と地域における持続可能なサービス提供体制の確保が図られる。

施策名:エ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

地域の体制づくり支援事業(通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援)

① 施策の目的

- 〇 訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等に対して、役割の多機能化(訪問機能の追加)を支援することで、安定的な訪問介護サービスの提供体制の確保を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- 〇 訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化(訪問機能の追加)を推進するため、訪問機能の導入に向けた伴走支援や初期費用の助成、導入後の一定期間の支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

〇補助対象経費

- ・ アドバイザー配置に係る費用(人件費等)
- ・ 訪問機能追加に必要な初期費用(備品購入費、広告費等)
- ・ 経営安定までの定額補助費用

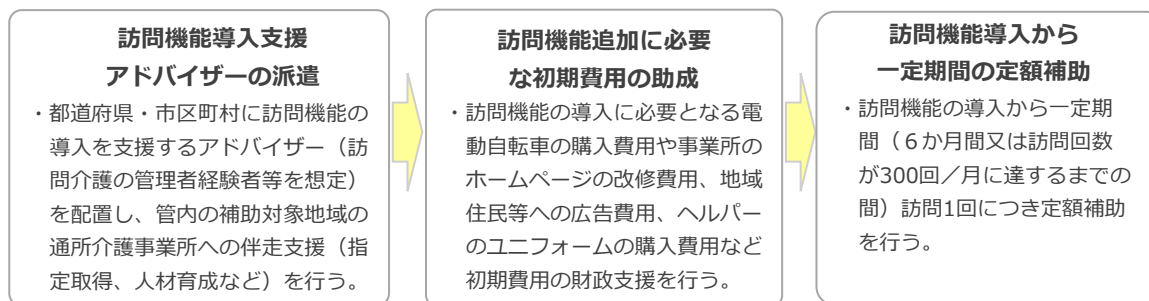
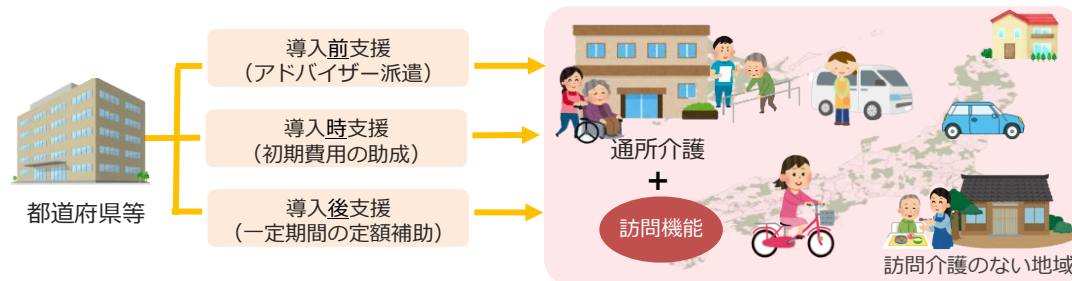
〇補助の対象

訪問介護事業所が1か所もない、または必要なサービス提供が困難な状況(提供回数や移動距離等を勘案)にある地域に所在する、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所

〇実施主体:都道府県・市区町村

〇補助率:国:3/4 都道府県・市区町村 1/4

【事業スキーム】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 〇 人口減少が進む中山間地域における在宅介護のインフラを迅速に再構築することで、将来にわたって安定的な訪問介護サービスの提供体制の確保が図られる。

施策名:エ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

地域の体制づくり支援事業(訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置の推進支援)

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 〇 地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能となるサテライトの設置を促進することで、介護ニーズが限定的な中山間・人口減少地域等における訪問介護サービスの提供体制の維持・確保を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- 〇 中山間地域等において、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能なサテライト(出張所)の設置を促進するため、サテライトの設置に向けた伴走支援や初期費用の助成、設置後の一定期間の支援を行う。

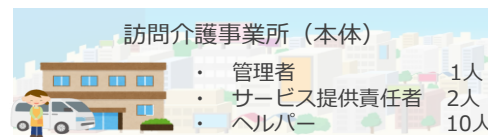
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 〇実施主体: 都道府県、市区町村
- 〇具体的な補助要件や補助内容等
 - (導入前支援)・・・ 制度の周知や設置に向けた伴走支援
 - (導入時支援)・・・ 設置にかかる初期費用の助成
 - (導入後支援)・・・ 一定期間のランニングコストの助成など
- 〇補助率及びスキーム
 - 補助率: 国:3/4 都道府県・市区町村 1/4

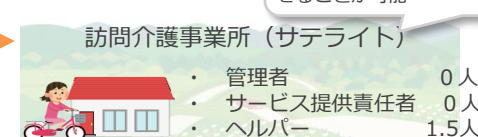
【事業スキーム】



近隣の市町村

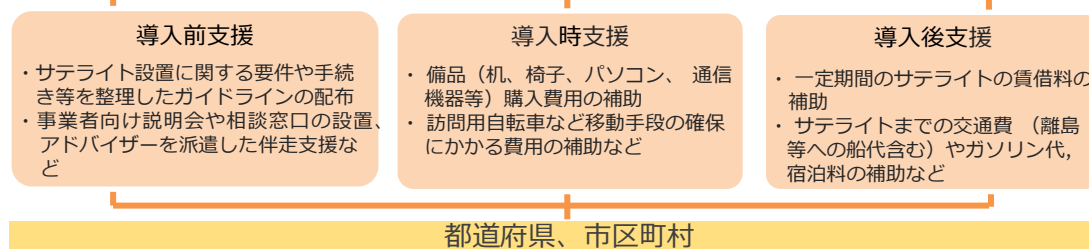


中山間・離島等



利用者数に応じて、配置基準以下の人数を常駐させることが可能

- ※設置要件
- ✓ 利用申込みにかかる調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること
 - ✓ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との相互支援が行える体制にあること。
 - ✓ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること
 - ✓ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること
 - ✓ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 〇 サテライト設置を促進することで、中山間・人口減少地域における訪問介護サービスの提供体制の維持・確保が図られる。

令和8年度当初予算額 86億円 (97億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。(実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和6年度交付実績：44都道府県) ※下線(令和8年度拡充分)

参入促進

- 地域における介護のしごとの魅力発信
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
- 介護未経験者に対する研修支援
- 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化
- 人材確保のためのボランティアポイント活用支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備
- 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方や常勤職員として働きやすくなるための環境整備のための支援
- 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化
- 訪問介護における人材確保のためのタスクシェア・タスクシフトの推進支援
- 中山間・人口減少地域等に存在する通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援
- 訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置の推進支援

等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・経験年数3~5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
 - ・介護支援専門員法定研修講師養成及び資質向上
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域における認知症施策の底上げ・充実支援
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 介護施設等防災リーダーの養成
- 外国人介護人材の研修支援
- 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備
 - ・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー(介護ロボット・ICT)の導入支援(拡充・変更)
 - ・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援
- 介護職員に対する悩み相談窓口の設置
- ハラスメント対策の推進
- 若手介護職員の交流の推進
- 外国人介護人材受入施設等環境整備
- 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業
- 地域のケアマネジメント提供体制確保支援 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

特定事業所加算Ⅰ～Ⅳの算定状況

- 特定事業所加算Ⅰ・Ⅱの取得率については、それぞれ概ね1割程度、3～4割程度であり、Ⅰ～Ⅳいずれかの加算を取得している事業所は、4～5割程度となっている。
- 地域別では、「中山間地域等」における取得率はその他の地域よりも取得率が高い傾向が見られる。

特定事業所加算Ⅰ～Ⅳの算定状況（令和7年10月サービス提供分）

	事業所数	特定事業所加算Ⅰ～Ⅳの算定状況（％）				
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅰ～Ⅳなし
全 体	35,586	10.6%	33.9%	0.4%	0.3%	54.8%
都市部	19,135	10.6%	31.9%	0.4%	0.3%	56.9%
都市部・中山間地域等以外	10,913	10.4%	32.5%	0.5%	0.4%	56.2%
中山間地域等	5,538	11.3%	43.2%	0.4%	0.4%	44.8%

（注）地域別の考え方

「都市部」：特別区、政令市、中核市

「都市部・中山間地域等以外」：特別区、政令市、中核市、中山間地域等以外

「中山間地域等」：離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島、厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域）、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地

【出典】任意集計（令和7年10月サービス提供分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

特定事業所加算Ⅴの算定状況

- 特定事業所加算Ⅴの取得率は「中山間地域等」が1.0%で最も高く、いずれの地域も算定率が低調となっている。
- 特定事業所加算Ⅴを算定している「中山間地域等」の事業所のうち、加算Ⅱを併算定している事業所は60.4%、加算Ⅰの場合は22.6%となっている。

特定事業所加算加算Ⅴの算定状況（令和7年10月サービス提供分）

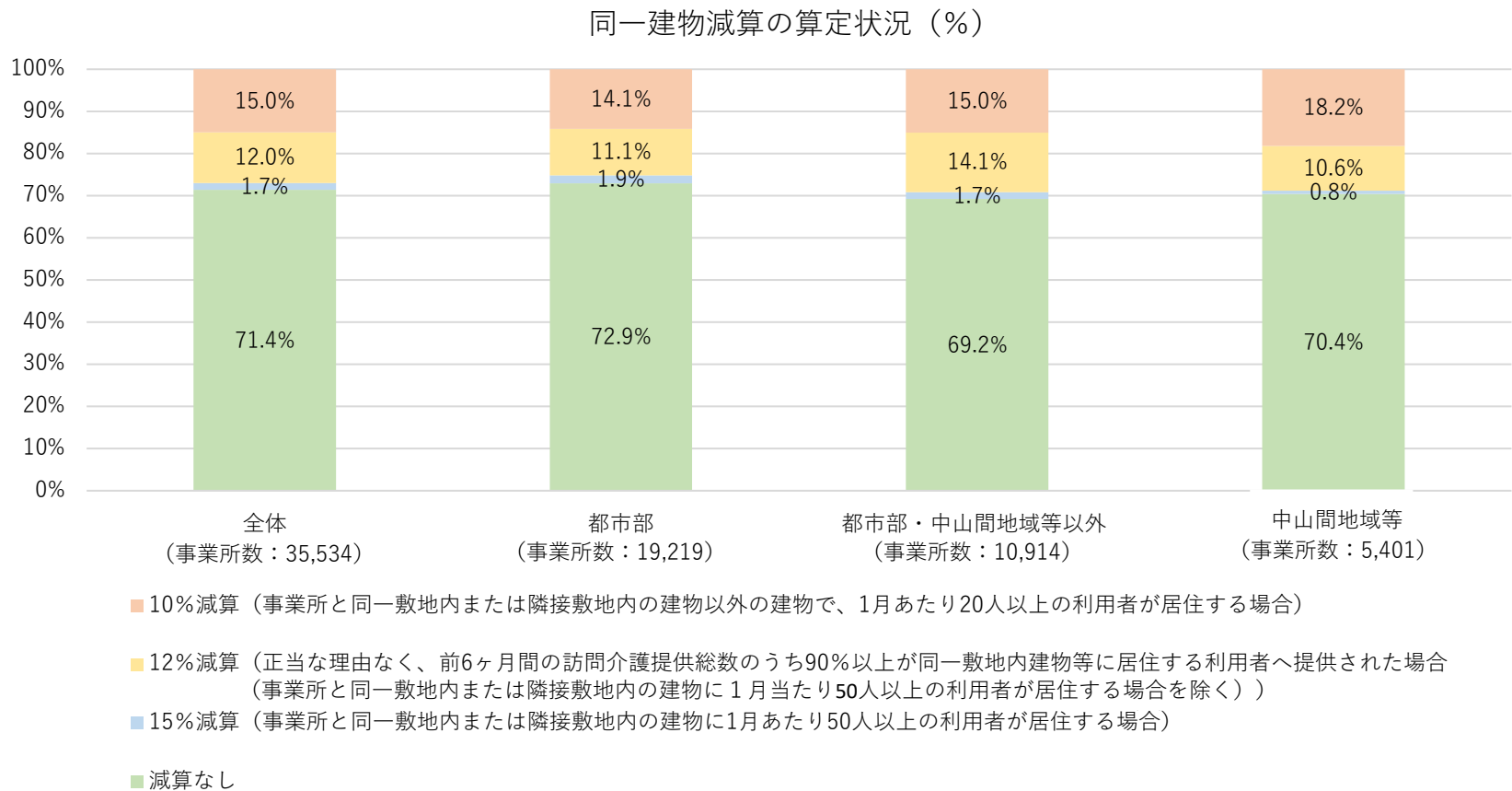
	事業所数	特定事業所加算Ⅴの算定状況（%）
全 体	35,586	0.2%
都市部	19,135	0.1%
都市部・中山間地域等以外	10,913	0.1%
中山間地域等	5,538	1.0%

特定事業所加算加算ⅤとⅠ～Ⅳの併算定状況（令和7年10月サービス提供分）

	事業所数	特定事業所加算Ⅴを算定している事業所のうちⅠ～Ⅳを算定している事業所（%）				
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴのみ
全 体	35,586	22.4%	52.9%	7.1%	1.2%	16.5%
都市部	19,135	22.2%	38.9%	5.6%	0.0%	33.3%
都市部・中山間地域等以外	10,913	21.4%	42.9%	7.1%	0.0%	28.6%
中山間地域等	5,538	22.6%	60.4%	7.5%	1.9%	7.5%


同一建物等居住者へのサービス提供の状況等

○同一建物減算の算定状況については、地域別にかかわらず、「減算なし」が7割前後と最も高く、次いで「10%減算（事業所と同一敷地内または隣接敷地内の建物で、1月あたり20人以上の利用者が居住する場合）」であった。



（注）地域別の設定 「特定事業所加算Ⅰ～Ⅳの算定状況」ページの注記参照

【出典】任意集計（令和7年10月サービス提供分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

1. 訪問介護の概況
2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
-  4. 現状と課題及び論点

訪問介護の現状と課題及び論点

現状と課題

- 「訪問介護」とは、訪問介護員等が、利用者（要介護者）の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供するものをいう。
- 請求事業所数は35,497事業所で令和2年以降微増しており、1事業所あたりの平均利用者数（介護予防除く）は微増減を繰り返しているものの概ね横ばいで、直近では31.3人。費用額は令和5年度で約1.2兆円となっている。
- 利用者数は約111万人で、利用者の約60%が要介護2以下となっているが、経年では、要介護1、2の受給者よりも要介護3以上の受給者の伸びが大きくなっている。
- 内容類型別の受給者数をみると、生活援助中心型は、平成29年度まで増加していたが、近年は微減。一方で、身体介護中心型は、平成19年度より増加し続けている。
- 要介護度別の内容類型別受給者数の構成割合については、要介護度が高くなるにつれて、身体介護中心型の割合が高くなっている。
- 収支差率は、平均すると、令和4年7.8%、令和5年度11.1%、令和6年度9.6%と推移しているが、地域の特性や事業所規模・事業形態等に応じて様々。
- 特定事業所加算は、地域別で比較して算定状況が大きな変化は見られない。算定状況では、前回改定で新設した加算Vをはじめとして低調な加算区分もある。
- 介護報酬は、累次の改定により、加算の種類が増加するとともに、加算の取得要件が複雑化しており、令和6年度改定における審議報告においても、「利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、報酬体系の簡素化について、引き続き検討していくべき」とされている。

訪問介護の現状と課題及び論点

論点

- 訪問介護事業所は、その立地、規模、事業形態によって経営状況は様々である。令和9年度改定にあたっては、訪問介護事業所の収支状況について、全国平均による多寡だけを見るのではなく、こうした訪問介護の特性を踏まえて検討を進めることが必要ではないか。今後も人口減少・高齢化が進行する一方、訪問介護員の不足が大きな課題となっている点も踏まえ、利用者の状態に応じて必要となるサービスを地域で安定的に提供するため、どのような方策が考えられるか。
 - 令和6年度改定における審議報告も踏まえ、利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、算定率が低い加算や算定率の高い加算についてどのように考えるか。
- ※ なお、今回の制度改正を踏まえた、中山間・人口減少地域のサービス提供体制に係る事項や、高齢者住まいに対するサービス提供の在り方に係る事項については、別途の回で議論いただくことを想定。